

桶川市次世代育成支援行動計画



平成17年3月

桶 川 市

あいさつ



桶川市では、子どもたちの健やかな成長を願い、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを、地域社会全体で進めていくために平成11年3月に「桶川市子育て支援総合計画／べに花の郷エンゼルプラン」を策定し、地域住民、企業また各種団体の皆様方のご理解とご協力のもとで子育て支援を推進してまいりました。

しかしこの間、全国的にも少子化には歯止めがかかることなく、平成15年には国において合計特殊出生率が戦後初めて1.2台になり、本市におきましては国を更に下回る1.09にまで低下してきました。

このような状況のもとで、国においては平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全ての自治体と従業員301人以上の企業において、平成17年3月末日までに行動計画の策定が義務付けられました。

このため、本市におきましては、平成16年1月～2月にかけてアンケートによるニーズ調査を実施してまいりました。

この計画では、平成11年3月に策定した「桶川市子育て支援総合計画／べに花の郷エンゼルプラン」を継承し、桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置する中で、アンケート調査を活かしつつ、新しい課題についても対応するものとしたしました。子どもの最善の利益を確保することを基本理念とし、市民みんなの参加で、『子どもが のびのびと個性豊かに育ち 育てられるまち』をめざすこととして策定しました。

なお、本計画を策定するに当たり、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、また、貴重なご意見やご提言をいただきました桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会の委員の皆様、アドバイザーの先生、並びに市議会や関係団体の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成17年3月

桶川市長 岩崎正男

はじめに

「子どもは未来からの旅人」という言葉があります。子どもはどの子も一人ひとり、かけがえのない存在です。ども子も、健やかに育ててほしいと思わずにいらませんが、現実には、病気になったり、生まれながらに障がいがあったり、また学校に行けなくなったり、と多くの課題が生じています。そして、こうした課題を乗り越えていくには、子ども本人の力だけでも、また、親を含めた家族だけでも難しい場合が多いことでしょう。

今回の次世代育成支援行動計画の策定を始めようとしていた2004年6月、初めて合計特殊出生率が1.30を割り込み、1.29と発表され、日本全国を揺るがせました。実は、私たち桶川市も、2002年に1.25と国より先に1.30を下回りました。エンゼルプランの策定から5年、これらの数字は子どもを安心して産み、育てることができる社会、地域として、依然として足りない何かがあることを示しています。

また、少子化が社会問題化していく中で、女性に子どもを産むことを求めたり、産まない女性に対して心ない言葉がけをするという風潮があります。私たちは、こうした風潮には一線を画し、子どもを産まないという選択、あるいは産めない女性の人権を尊重した上で、社会全体での子育て環境を整えたいと考えます。

21世紀は平和の世紀でありたい、という多くの人々の願いもむなしく、戦争と紛争の続く時代ではありますが、桶川の子どもも世界中の子どもも、笑顔で眼を輝かせ、健やかに成長してほしいとの願いをこめて、この「桶川市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画の推進を通じて、お互いの価値観の多様さを認め合える、平和な社会の創造に貢献したいと考えます。

平成17年2月

桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 基本的な考え方 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格 | 1 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 第2章 桶川市の子どもたちの現状と課題 | 3 |
| 1 子どもの数と少子化の動向 | 3 |
| 2 家庭の状況 | 6 |
| 3 ニーズ調査にみる子どもと子育ての状況 | 8 |
| 第3章 基本理念 | 20 |
| 第4章 基本目標 | 20 |
| 第5章 重点施策 | 21 |
| 第6章 施策の体系 | 22 |
| 第7章 具体的施策の展開 | 23 |
| 1 どの子ども健やかに育ち、自立できるまちづくり | 23 |
| (1) 子育てを支援する地域づくりの推進 | 23 |
| ① 子育て支援センターの整備 | 23 |
| ② 相談窓口体制の整備・充実 | 23 |
| ③ 多様な人材の確保と活用 | 24 |
| ④ 子育て支援ネットワークづくり推進 | 24 |
| ⑤ 子育てサロン等の整備・充実 | 24 |
| ⑥ ファミリー・サポート・センター事業の充実 | 24 |
| (2) 子どもの豊かな遊びと体験の充実 | 25 |
| ① 児童館の整備 | 25 |
| ② 子どもの体験活動の充実 | 25 |
| ③ 遊び場の確保 | 26 |

| | |
|------------------------------|----|
| (3) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 | 26 |
| ① ひとり親家庭等の自立支援の推進 | 27 |
| ② 障がい児施策の充実 | 27 |
| ③ 児童虐待防止対策の充実 | 27 |
| (4) 子どもと親の健康の確保 | 28 |
| ① 親と子の健康づくりの推進 | 29 |
| ② 小児医療体制の充実 | 29 |
| ③ 生涯を通じた健康を支援するための学習プログラムの充実 | 29 |
| (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減 | 30 |
| ① 支援制度の充実及び周知・活用 | 31 |
| ② 医療費負担の軽減 | 31 |
| ③ 教育費等負担の軽減 | 31 |
| ④ 家庭保育室保護者助成金の充実 | 31 |
| 事業内容一覧 | 33 |
| | |
| 2 働きながら、子どもを安心して育てられるまちづくり | 39 |
| (1) 多様な保育サービスの充実 | 39 |
| ① 乳幼児保育サービスの充実 | 39 |
| ② 保育所の多機能化の推進 | 40 |
| ③ 放課後児童クラブの充実 | 40 |
| (2) 子育てと仕事の両立支援及び就労環境の整備 | 41 |
| ① 男性を含めた働き方の見直しと事業主への働きかけの推進 | 41 |
| ② 仕事と家庭の両立支援 | 42 |
| ③ 子育て中の親の再就職支援 | 42 |
| ④ 男女共同参画意識の啓発促進 | 42 |
| 事業内容一覧 | 43 |
| | |
| 3 子どもを産み、育てることに魅力を感じるまちづくり | 46 |
| (1) 子どもの個性と豊かな心を育む教育の推進 | 46 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| ① 幼児教育の充実 | 46 |
| ② 学校教育の充実 | 47 |
| ③ 家庭教育の充実 | 48 |
| (2) 子どもの人権が擁護され、社会参加できるまちづくりの推進 .. | 49 |
| ① 「児童の権利に関する条約」の普及促進 | 49 |
| ② 子どもの社会参加の機会拡大 | 50 |
| (3) 潤いのまるまちづくりの推進 | 50 |
| ① 潤いのある環境保全、整備 | 51 |
| ② 子どもが安全に育つ安心なまちづくりの推進 | 51 |
| ③ 住環境の整備 | 52 |
| 事業内容一覧 | 53 |
| 第8章 目標事業量の設定 | 56 |
| 第9章 推進体制 | 58 |
| 資料編 | 59 |

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子化が進む中で、桶川市の子どもと子育て家庭を取り巻く環境も、大きく変わってきました。また核家族化の進行に伴い、高齢者などと触れ合う機会も減少してきています。

こうした状況のもとで、桶川市では、平成11年3月に「桶川市子育て支援総合計画／べに花の郷エンゼルプラン」を策定し、事業の展開を図ってきました。

しかし、少子化に歯止めがかかるとはなく、国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての自治体と従業員301人以上の企業においては、平成16年度中に次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。

子育て家庭での育児不安や悩みが増大し、不幸にも次代を担うべき子どもたちが犠牲になってしまうことも見受けられるようになりました。また都市化により遊び場が減少してきているなかで、自然の中で遊ぶことや命の大切さを知り、子どもが安心、安全に育つことができるよう、子育て家庭を支援していくことがますます必要になってきました。

こうした状況をふまえ、桶川市においては、平成11年3月に策定した「桶川市子育て支援総合計画／べに花の郷エンゼルプラン」を継承しつつ、児童虐待など新たな課題も見据えて、この計画を作ることにしたものです。

この計画は、市民みんなの参加で子どもたちがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまちをつくることを目指すこととし、併せて計画に実効性をもたせるために推進体制を明らかにしたものです。

2 計画の性格

この計画は次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けられるもので、次のような性格をもっています。

- (1) 桶川市が次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭に対する支援策を推進するための基本的かつ総合的な計画です。
- (2) 子育て家庭を行政、地域、企業及び学校等地域社会全体で支援していくための方法や方向を示しています。
- (3) 国及び県の次世代育成支援行動計画、並びに「桶川市第四次総合振興計画」等の諸計画と整合性をもった計画です。

3 計画の期間

この計画は、平成17年度から平成26年度までの10か年計画ですが、重点施策については、平成21年度までに実施できるように計画的に推進します。計画の推進状況については、毎年度評価を行うとともに、その結果を公表します。また平成21年度中に中間年の見直しを行い、新たな課題に対応していくものです。



第2章 桶川市の子どもたちの現状と課題

1 子ども数と少子化の動向

(1) 児童人口の減少

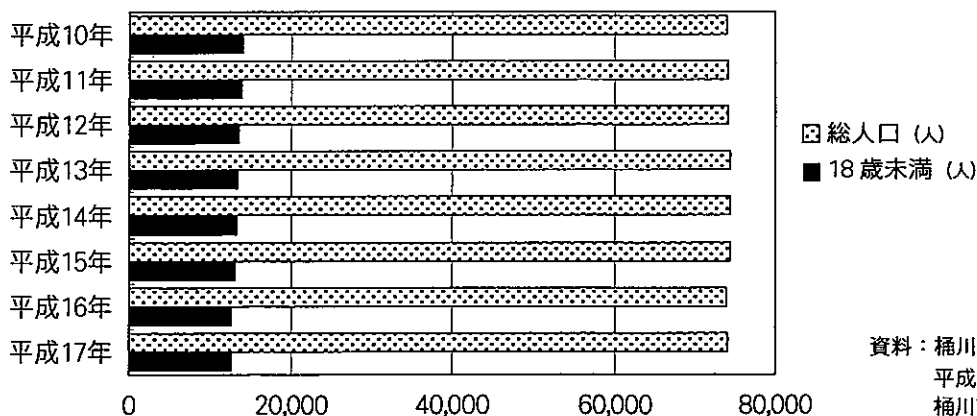
桶川市における18歳未満の児童人口は、平成10年1月には14,041人でしたが少しずつ減少し、平成17年1月には12,549人となっています。また、

児童人口及び総人口

| | 18歳未満 (人) | 総人口 (人) | 18歳未満 の割合 |
|-------|--------------|------------|--------------|
| 平成10年 | 14,041 | 73,884 | 19.0% |
| 平成11年 | 13,785 | 74,060 | 18.6% |
| 平成12年 | 13,615 | 74,133 | 18.4% |
| 平成13年 | 13,463 | 74,456 | 18.1% |
| 平成14年 | 13,197 | 74,408 | 17.7% |
| 平成15年 | 13,024 | 74,382 | 17.5% |
| 平成16年 | 12,668 | 73,856 | 17.2% |
| 平成17年 | 12,549 | 74,038 | 16.9% |

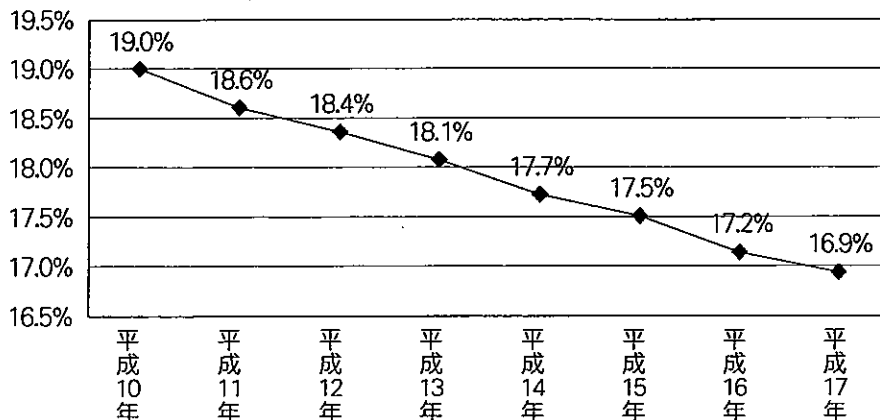
総人口に占める児童人口の割合は、平成10年には19.0%でしたが、平成17年には16.9%となり、5.9人に1人が18歳未満の児童となっています。今後も平成21年ごろまでは、児童人口、総人口に占める児童人口の割合ともに少しずつ減少していくと予想されます。

児童人口及び総人口 (※各年1月1日現在で外国人を含まず)



資料：桶川市統計書
平成17年は
桶川市市民課資料

18歳未満の人口の割合 (※各年1月1日現在で外国人を含まず)



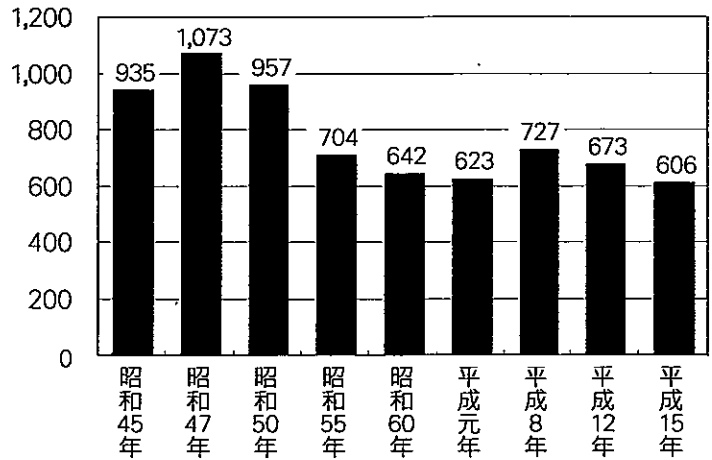
資料：
桶川市統計書
平成17年は
桶川市市民課資料

(2) 出生数について

桶川市における出生数は、昭和47年に1,073人でピークを迎えた後、昭和60年ごろまで減少を続け、平成に入ってから増加傾向にありましたが、平成8年をピークに再び減少傾向に転じています。平成15年には、606人とこれまでの最低の出生数となっています。

出生数の推移

| | 出生数 |
|-------|-------|
| 昭和45年 | 935 |
| 昭和47年 | 1,073 |
| 昭和50年 | 957 |
| 昭和55年 | 704 |
| 昭和60年 | 642 |
| 平成元年 | 623 |
| 平成8年 | 727 |
| 平成12年 | 673 |
| 平成15年 | 606 |



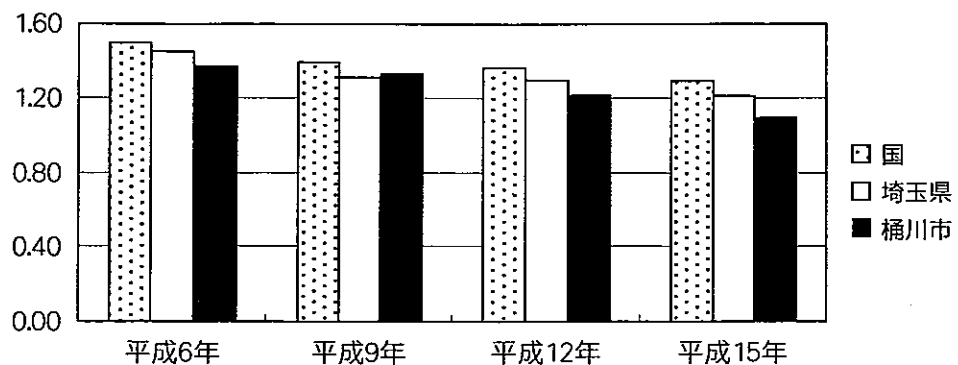
資料：桶川市統計書

(3) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国的には昭和50年に人口の維持に必要な2.08を下回り、平成15年には1.29と低下してきています。桶川市においても平成6年の1.36から平成15年には、1.09と減少し続けています。

合計特殊出生率

| | 平成6年 | 平成9年 | 平成12年 | 平成15年 |
|-----|------|------|-------|-------|
| 国 | 1.50 | 1.39 | 1.36 | 1.29 |
| 埼玉県 | 1.45 | 1.31 | 1.30 | 1.21 |
| 桶川市 | 1.36 | 1.33 | 1.21 | 1.09 |



資料：厚生労働省「人口動態統計」、埼玉県健康福祉政策課

(4) 今後の人口と子ども数

本市の人口は、出生率の低下から子ども数とともに減少傾向を続けることが見込まれます。

子ども数の目標年次における見通し 単位：人、%

| | 平成16年 (現況) | 平成21年 |
|--------|----------------|----------------|
| 総人口 | 73,734 | 70,689 |
| 0～19歳 | 14,287 (19.4%) | 12,562 (17.8%) |
| 0～4歳 | 3,165 (4.3%) | 2,601 (3.7%) |
| 5～9歳 | 3,480 (4.7%) | 2,877 (4.1%) |
| 10～14歳 | 3,620 (4.9%) | 3,479 (4.9%) |
| 15～19歳 | 4,022 (5.5%) | 3,605 (5.1%) |
| 20～64歳 | 47,595 (64.5%) | 42,660 (60.3%) |
| 65歳以上 | 11,852 (16.1%) | 15,467 (21.9%) |

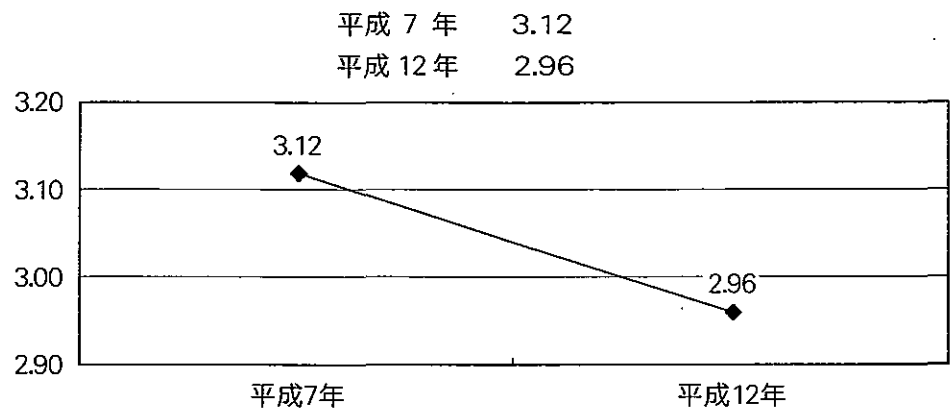
(注) 人口推計は平成12年から16年の人口をもとにコーホート変化率法により算出

2 家庭の状況

(1) 家庭の形態

本市の世帯数は増加していますが、単身世帯及び夫婦のみ世帯の増加と三世帯同居世帯の減少から1世帯当たりの平均人員数は減少しており、国勢調査によると平成7年は3.12人でしたが、平成12年は2.96人となっています。

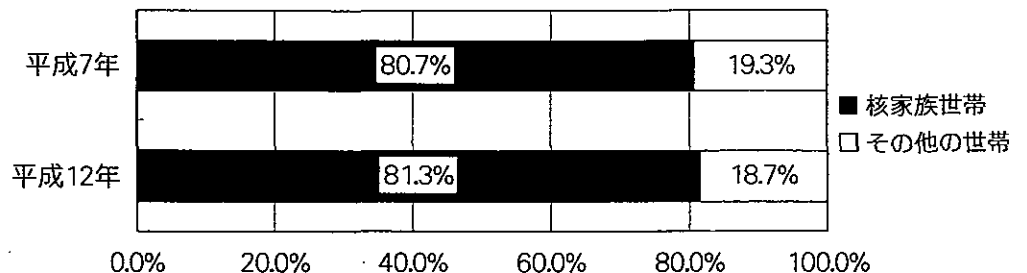
18歳未満の子どもがいる核家族世帯をみると、平成7年には80.7%でしたが平成12年では81.3%で増加しています。



資料：平成12年国勢調査

18歳未満の子どもがいる核家族世帯

| | 核家族世帯 | その他の世帯 |
|-------|-------|--------|
| 平成7年 | 80.7% | 19.3% |
| 平成12年 | 81.3% | 18.7% |



資料：平成12年国勢調査

18歳未満の子どものいる世帯の平均子ども数の推移

単位：人

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 県平成12年 |
|------------------|------|------|-------|--------|
| 18歳未満の子どものいる世帯平均 | 1.76 | 1.71 | 1.70 | 1.70 |
| うち6歳未満の子どものいる世帯 | 1.33 | 1.30 | 1.30 | 1.30 |
| 核家族世帯 | 1.74 | 1.69 | 1.68 | 1.69 |
| うち6歳未満の子どものいる世帯 | 1.31 | 1.29 | 1.30 | 1.30 |
| その他の親族世帯（三世帯同居） | 1.84 | 1.80 | 1.75 | 1.76 |
| うち6歳未満の子どものいる世帯 | 1.38 | 1.31 | 1.28 | 1.31 |

資料：国勢調査

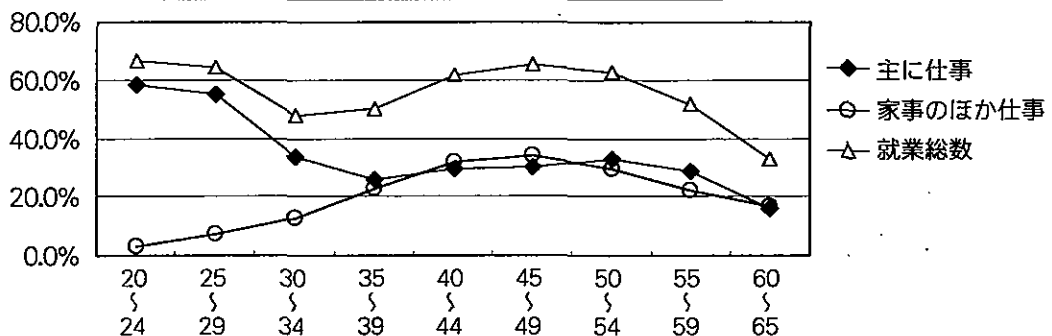
(2) 女性の就労状況

本市では、女性の52.8%（平成12年：国勢調査）が就労しており、その働き方をみると「30～34歳」での就業率が下がりいわゆるM字型カーブになっています。再び「35～39歳」から就業率が上昇していますが、「主に仕事（常勤）」で働き続ける人は、20歳代と比較すると少なくなり、35歳からは「主に仕事（常勤）」で就労している方と「家事のほか仕事（非常勤）」で就労している方とほぼ同数となっています。

女性の働き方が、出産・育児と大きくかかわっていることがわかります。

女性の就業形態別就労状況

| | 主に仕事 | 家事のほか仕事 | 就業総数 |
|-------|-------|---------|-------|
| 20～24 | 58.5% | 3.0% | 66.8% |
| 25～29 | 55.2% | 7.4% | 64.4% |
| 30～34 | 34.0% | 12.7% | 48.2% |
| 35～39 | 26.2% | 22.8% | 50.2% |
| 40～44 | 29.5% | 31.9% | 61.6% |
| 45～49 | 30.3% | 34.3% | 65.2% |
| 50～54 | 32.9% | 29.5% | 62.6% |
| 55～59 | 28.8% | 22.2% | 51.8% |
| 60～64 | 15.8% | 16.7% | 32.8% |



資料：平成12年国勢調査

3 ニーズ調査にみる子どもと子育ての状況

計画の策定にあたり、桶川市における子育ての実態と意義を把握し、計画の基礎資料とするため、平成16年1月から2月にかけて、ニーズ調査を実施し就学前の子どもの保護者532人、小学校の保護者654人から回答を得ました。

(1) 両親の就労状況

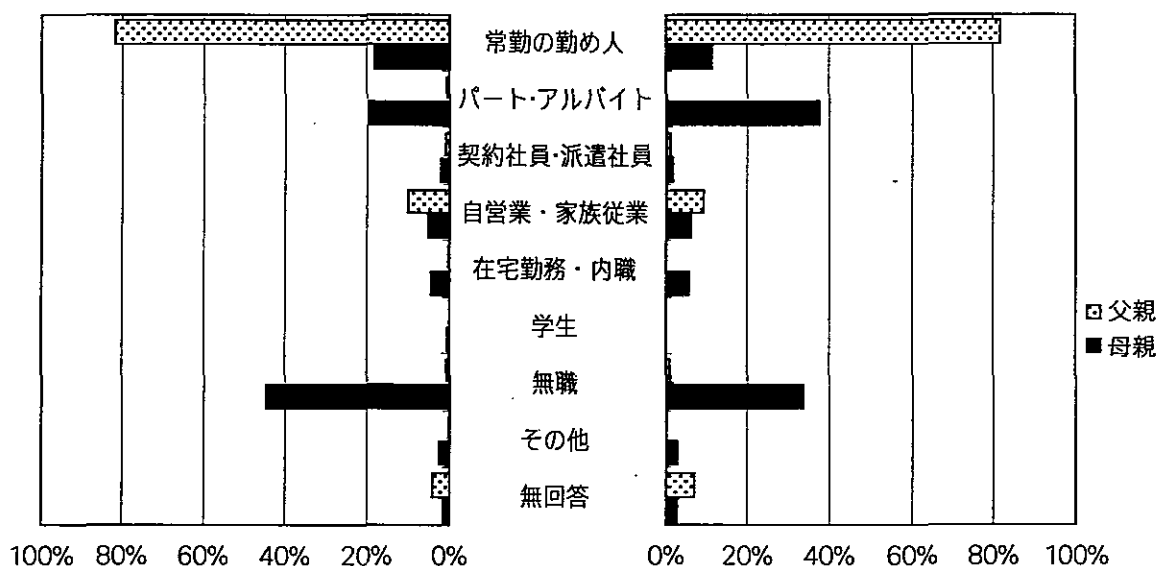
父親については、「常勤の勤め人」が最も多く、就学前で82.1%、小学生で81.8%となっています。母親については就学前では「無職」が44.9%と最も高い比率を示していますが、小学生の母親になると「無職」が33.3%に減少し、「パート・アルバイト」が37.2%に増加しています。

就学前の両親の就労状況

| | 父親 | 母親 |
|-----------|-------|-------|
| 常勤の勤め人 | 82.1% | 18.2% |
| パート・アルバイト | 0.8% | 19.9% |
| 契約社員・派遣社員 | 1.1% | 2.3% |
| 自営業・家族従業 | 10.3% | 5.1% |
| 在宅勤務・内職 | 0.4% | 4.7% |
| 学生 | 0.0% | 0.6% |
| 無職 | 0.6% | 44.9% |
| その他 | 0.4% | 2.6% |
| 無回答 | 4.3% | 1.7% |

小学生の両親の就労状況

| | 父親 | 母親 |
|-----------|-------|-------|
| 常勤の勤め人 | 81.8% | 11.2% |
| パート・アルバイト | 0.3% | 37.2% |
| 契約社員・派遣社員 | 0.9% | 1.4% |
| 自営業・家族従業 | 9.2% | 6.0% |
| 在宅勤務・内職 | 0.0% | 5.5% |
| 学生 | 0.0% | 0.3% |
| 無職 | 0.9% | 33.3% |
| その他 | 0.2% | 2.6% |
| 無回答 | 6.7% | 2.6% |



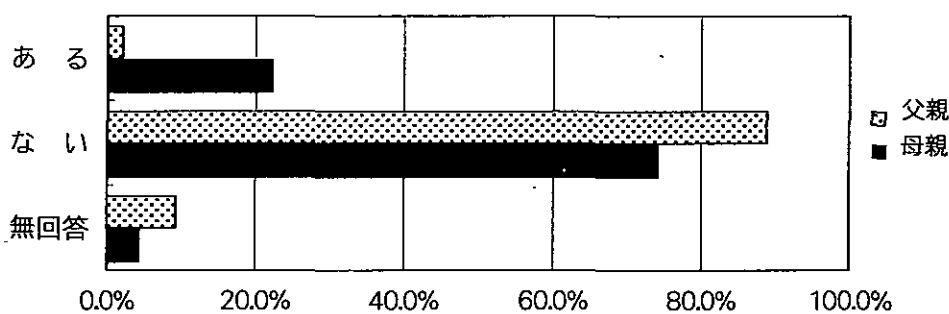
資料：ニーズ調査集計結果

(2) 育児休業（休暇）の取得経験

育児休業（休暇）の取得経験については、就学前で父親の1.9%、母親の22.0%が「ある」と答えています。小学生では父親の2.4%、母親の12.4%が「ある」と答えています。

就学前の親の育児休業（休暇）の取得状況

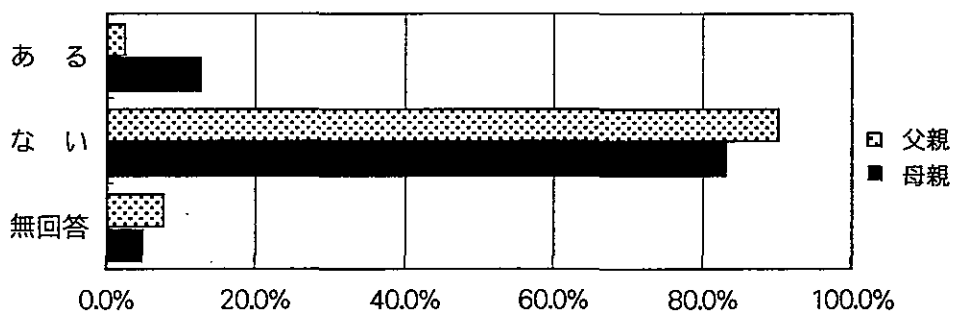
| | 父親 | 母親 |
|-----|-------|-------|
| ある | 1.9% | 22.0% |
| ない | 88.9% | 73.9% |
| 無回答 | 9.2% | 4.1% |



資料：二一ズ調査集計結果

小学生の親の育児休業（休暇）の取得状況

| | 父親 | 母親 |
|-----|-------|-------|
| ある | 2.4% | 12.4% |
| ない | 90.1% | 83.0% |
| 無回答 | 7.5% | 4.6% |



資料：二一ズ調査集計結果

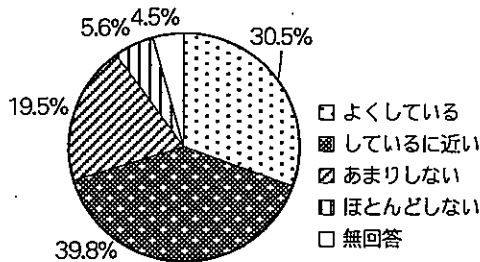
(3) 父親の育児・家事へのかかわり状況

父親の育児へのかかわりの状況については、就学前では「よくしている」30.5%、「しているに近い」が39.8%で、両者を合わせると70.3%となっています。小学生については「よくしている」が24.0%、「しているに近い」が39.3%で両者を合わせると63.3%となっています。

また、父親の家事へのかかわりについては、就学前では「よくしている」14.1%、「しているに近い」25.9%で両者を合わせると、40.0%となっています。小学生では「よくしている」が9.6%、「しているに近い」が27.2%で両者を合わせると、36.8%となっています。家事と比較すると育児に参加する父親が多くみられます。

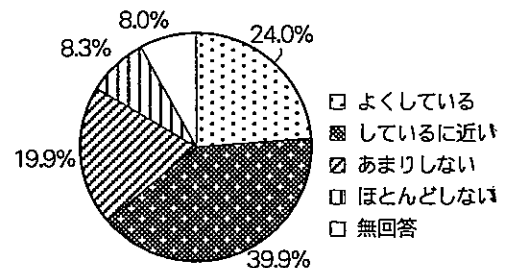
父親の育児への関わり（就学前）

| | |
|---------|-------|
| よくしている | 30.5% |
| しているに近い | 39.8% |
| あまりしない | 19.5% |
| ほとんどしない | 5.6% |
| 無回答 | 4.5% |



父親の育児への関わり（小学校）

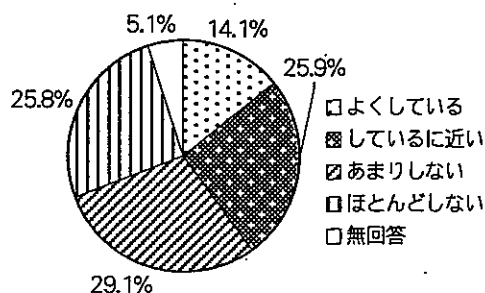
| | |
|---------|-------|
| よくしている | 24.0% |
| しているに近い | 39.9% |
| あまりしない | 19.9% |
| ほとんどしない | 8.3% |
| 無回答 | 8.0% |



資料：ニーズ調査集計結果

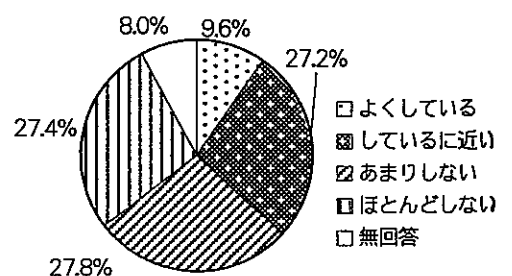
父親の家事への関わり（就学前）

| | |
|---------|-------|
| よくしている | 14.1% |
| しているに近い | 25.9% |
| あまりしない | 29.1% |
| ほとんどしない | 25.8% |
| 無回答 | 5.1% |



父親の家事への関わり（小学校）

| | |
|---------|-------|
| よくしている | 9.6% |
| しているに近い | 27.2% |
| あまりしない | 27.8% |
| ほとんどしない | 27.4% |
| 無回答 | 8.0% |



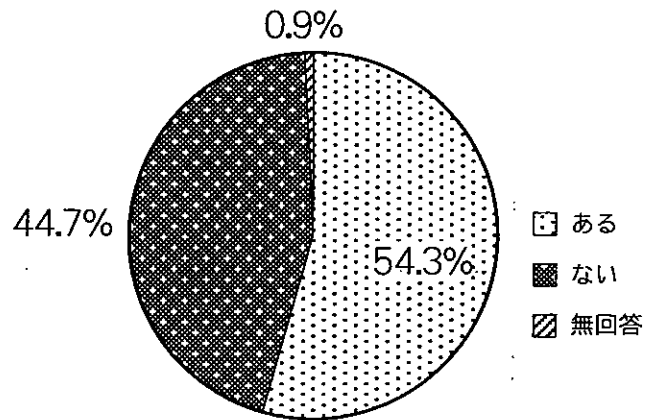
資料：ニーズ調査集計結果

(4) リフレッシュの希望の有無

子どもを家族や親族以外のだれかに預けてリフレッシュしたいと思うことがあるという人が、54.3%（就学前のみ調査）となりました。希望する回数については、「月に1回」が51.2%で一番多く、次に「月に2回」が34%となっています。

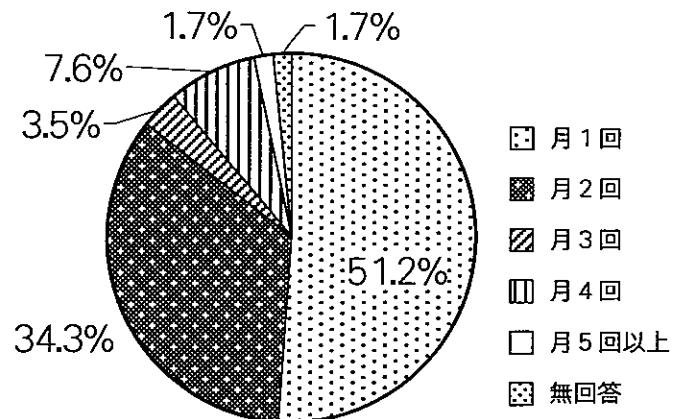
リフレッシュの希望の有無（就学前）

| | |
|-----|-------|
| あ る | 54.3% |
| な い | 44.7% |
| 無回答 | 0.9% |



リフレッシュの希望回数（就学前）

| | |
|-------|-------|
| 月1回 | 51.2% |
| 月2回 | 34.3% |
| 月3回 | 3.5% |
| 月4回 | 7.6% |
| 月5回以上 | 1.7% |
| 無回答 | 1.7% |



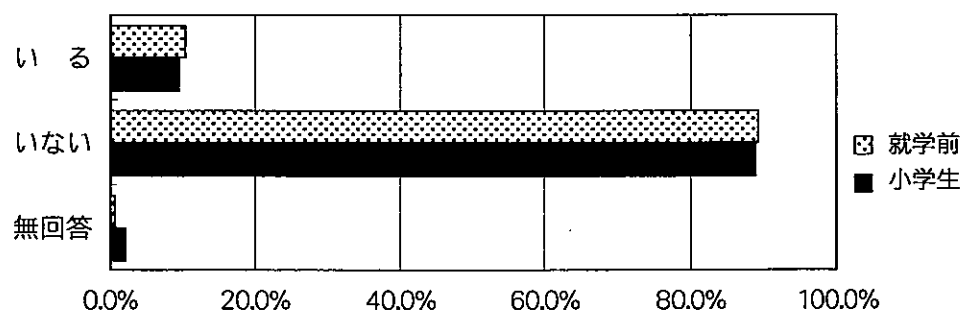
資料：二一ズ調査集計結果

(5) 家庭内（同・別居問わず）の要介護者等の状況

同居・別居にかかわらず、子育てをしながら介護や看護をしなければならない人が「いる」が就学前で10.3%、小学生で9.3%となっています。

家庭内（同居・別居を問わず）の要介護者の有無

| | 就学前 | 小学生 |
|-----|-------|-------|
| いる | 10.3% | 9.3% |
| いない | 89.1% | 88.7% |
| 無回答 | 0.6% | 2.0% |



資料：二一ズ調査集計結果

(6) 子育てに関する不安や悩み等

①子育てに関する不安感や負担感

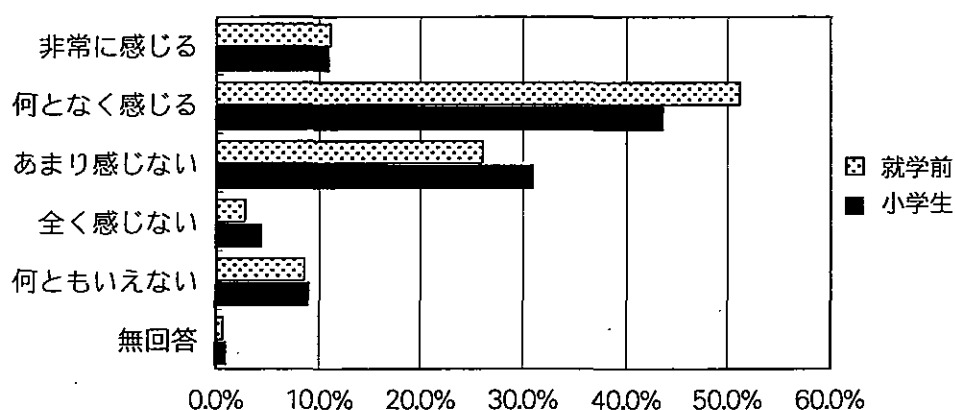
子育てに関する不安感や負担感については、就学前では「非常に感じる」が11.1%、「何となく感じる」が51.1%で両者を合わせると、62.2%が【感じる】となっています。小学生では「非常に感じる」が11.0%、「何となく感じる」が43.6%、両者を合わせると、54.6%が【感じる】となっています。特に就学前では、育児不安と負担感を抱いている人が多くなっています。

②子育てに関して悩んでいること・気になること

子育てに関して悩んでいることや気になることについては、就学前では「夜間・休日の医療体制」が41.2%と一番多く、次に「子どもを叱りすぎに感じる」が38.9%となっています。小学生では、「子どもの教育」が52.8%で一番多く、次に「友達づき合い」が34.4%、「子どもを叱りすぎに感じる」34.3%となっています。

① 子育てに関する不安感や負担感

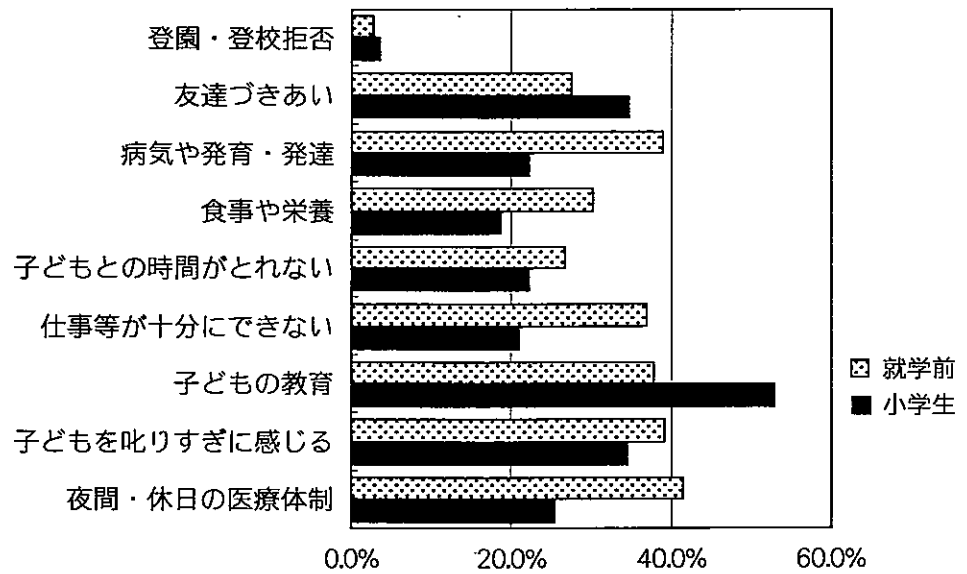
| | 就学前 | 小学生 |
|---------|-------|-------|
| 非常に感じる | 11.1% | 11.0% |
| 何となく感じる | 51.1% | 43.6% |
| あまり感じない | 25.9% | 30.9% |
| 全く感じない | 2.8% | 4.4% |
| 何ともいえない | 8.5% | 9.0% |
| 無回答 | 0.6% | 1.1% |



資料：ニーズ調査集計結果
「複数回答」

② 子育てに関する不安や悩み

| | 就学前 | 小学生 |
|--------------|-------|-------|
| 登園・登校拒否 | 2.6% | 3.4% |
| 友達づきあい | 27.4% | 34.4% |
| 病気や発育・発達 | 38.7% | 22.0% |
| 食事や栄養 | 30.1% | 18.5% |
| 子どもとの時間がとれない | 26.5% | 22.0% |
| 仕事等が十分にできない | 36.8% | 20.9% |
| 子どもの教育 | 37.6% | 52.8% |
| 子どもを叱りすぎに感じる | 38.9% | 34.3% |
| 夜間・休日の医療体制 | 41.2% | 25.2% |



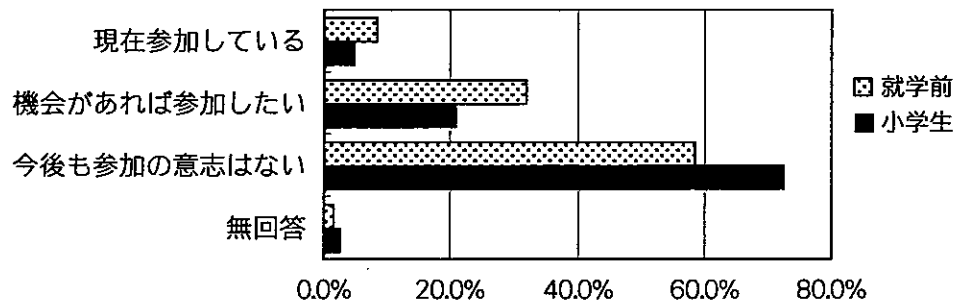
資料：ニーズ調査集計結果
「複数回答」

(7) 子育てに関する自主的活動への参加状況

子育てに関するサークルなど、自主的活動への参加状況については就学前では「現在参加している」が8.3%、「機会があれば参加したい」が32.0%で両者を合わせると40.3%が参加の意思をもっています。小学生では「現在参加している」が4.6%「機会があれば参加したい」20.6%で両者を合わせると25.2%となります。就学前の方が参加意欲が高いことがうかがえます。

子育て支援に関する自主的活動への参加状況

| | 就学前 | 小学生 |
|-------------|-------|-------|
| 現在参加している | 8.3% | 4.6% |
| 機会があれば参加したい | 32.0% | 20.6% |
| 今後も参加の意志はない | 58.3% | 72.3% |
| 無回答 | 1.5% | 2.4% |



資料：ニーズ調査集計結果

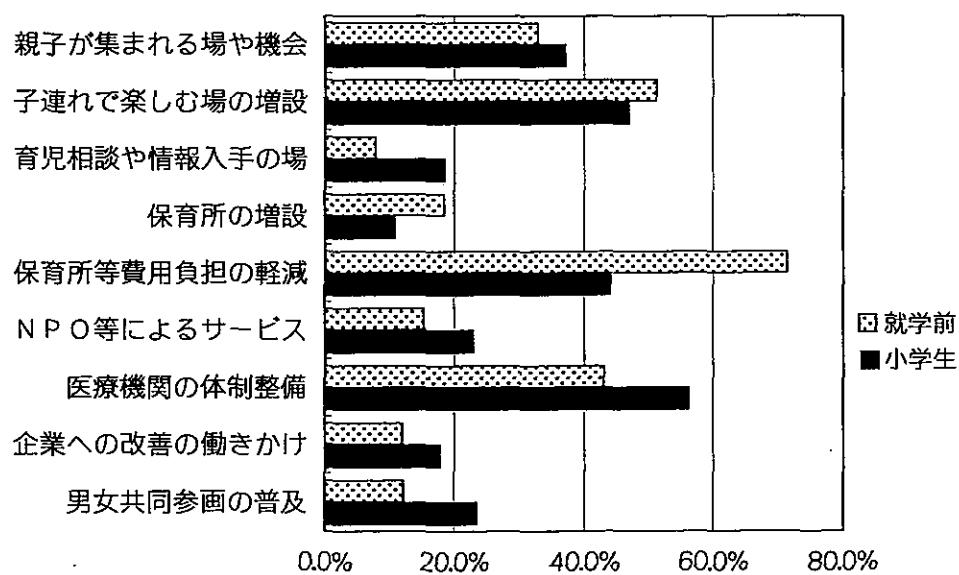
(8) 充実してほしい子育て支援策

充実してほしい子育て支援策については、就学前では「保育所等費用負担の軽減」が71.4%と一番高く、次に「子連れで楽しむ場の増設」51.1%となっています。

小学生については、「医療機関の体制整備」が55.8%と一番高く、次に「子連れで楽しむ場の増設」が46.6%となっています。

充実してほしい子育て支援施策

| | 就学前 | 小学生 |
|-------------|-------|-------|
| 親子が集まれる場や機会 | 32.9% | 36.7% |
| 子連れで楽しむ場の増設 | 51.1% | 46.6% |
| 育児相談や情報入手の場 | 7.9% | 18.2% |
| 保育所の増設 | 18.4% | 10.6% |
| 保育所等費用負担の軽減 | 71.4% | 43.6% |
| NPO等によるサービス | 15.4% | 22.5% |
| 医療機関の体制整備 | 43.0% | 55.8% |
| 企業への改善の働きかけ | 12.0% | 17.3% |
| 男女共同参画の普及 | 12.2% | 23.2% |



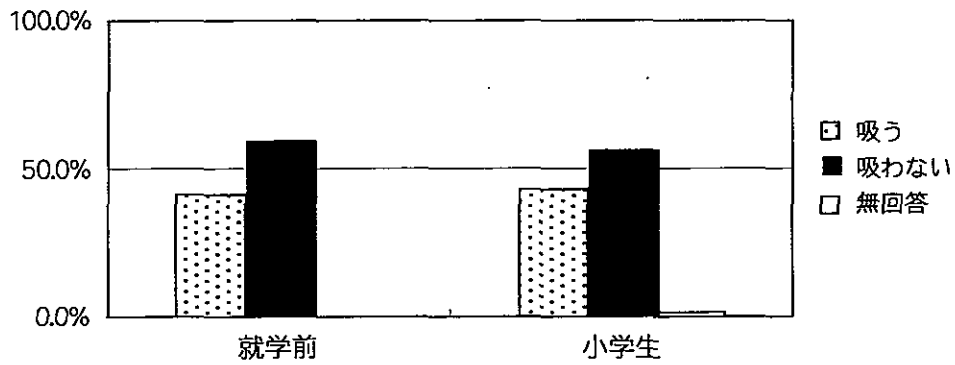
資料：二一ズ調査集計結果
「複数回答」

(9) 家族の子どもの前での喫煙状況

子ども前での喫煙状況については、「吸う」が就学前で41.4%、小学生で43.1%となっています。

子どもの前での喫煙

| | 吸う | 吸わない | 無回答 |
|-----|-------|-------|------|
| 就学前 | 41.4% | 58.6% | 0.0% |
| 小学生 | 43.1% | 55.5% | 1.4% |



資料：ニーズ調査集計結果

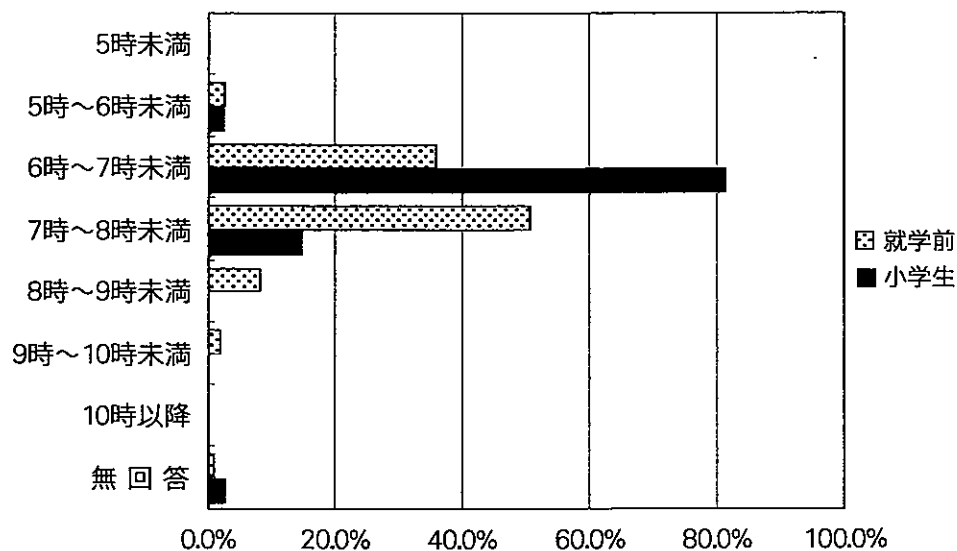
(10) 子どもの普段の起床・就寝時間

起床時間については、就学前では「7時から8時未満」が50.6%、「6時から7時未満」が35.7%となっています。小学生については、「6時から7時未満」が81.0%と高く「7時から8時未満」が14.4%となっています。

就寝時間については、就学前では、「21時から22時未満」が最も高く47.6%、次に「20時から21時未満」が31.6%となっています。小学生では「21時から22時」が56.9%で最も高く、次に「22時から23時未満」が20.0%となっています。

子どもの起床時間

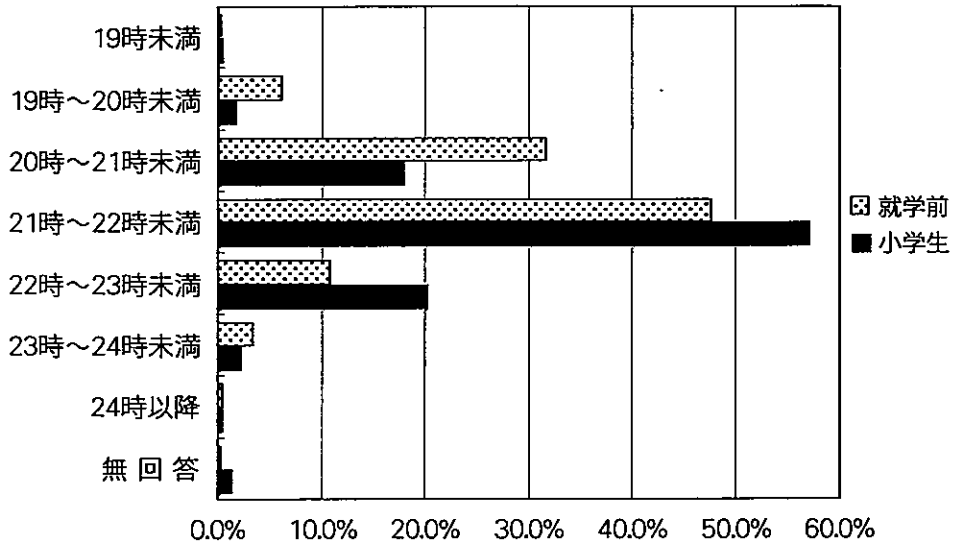
| | 就学前 | 小学生 |
|----------|-------|-------|
| 5時未満 | 0.0% | 0.0% |
| 5時～6時未満 | 2.6% | 2.1% |
| 6時～7時未満 | 35.7% | 81.0% |
| 7時～8時未満 | 50.6% | 14.4% |
| 8時～9時未満 | 8.1% | 0.0% |
| 9時～10時未満 | 1.9% | 0.0% |
| 10時以降 | 0.2% | 0.0% |
| 無回答 | 0.9% | 2.4% |



資料：二一ズ調査集計結果

子どもの就寝時間

| | 就学前 | 小学生 |
|-----------|-------|-------|
| 19時未満 | 0.2% | 0.3% |
| 19時～20時未満 | 6.0% | 1.5% |
| 20時～21時未満 | 31.6% | 17.7% |
| 21時～22時未満 | 47.6% | 56.9% |
| 22時～23時未満 | 10.7% | 20.0% |
| 23時～24時未満 | 3.4% | 2.1% |
| 24時以降 | 0.4% | 0.2% |
| 無回答 | 0.2% | 1.2% |



資料：二一ス調査集計結果

第3章 基本理念

すべての子どもが自分を大切に、自分らしく、自分の夢に向かって、のびのびと個性豊かに育つことは多くの人々の心からの願いだと思います。家庭、地域、学校、行政などが協力して、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。厳しい財政状況下ではありますが、できることを一歩ずつ着実に進めながら、子どもが安心して、安全に成長していくことができる地域、社会の創造をめざしたい、と思います。

産まない人あるいは様々な事情で産めない人も含めて、子どもを安心して産み、育てることができる社会、一人ひとりの人権を尊重する地域でありたい、そんな願いを込めて、この「桶川市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

この計画では、前回のエンゼルプランの基本理念を引継ぎ、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、子どもの最善の利益を確保することを基本理念として、市民みんなの参加で、『子どもが のびのびと個性豊かに育ち 育てられるまち』をめざします。

第4章 基本目標

1 どの子ども健やかに育ち、自立ができるまちづくり

すべての子どもが、障がいのあるなしや、国籍の違いや、また家族形態にかかわらず、心身ともに健やかに成長・発達し、自立することができるまちづくりをめざします。人として尊重され、よく遊び、よく学び、仲間と共に、健やかに成長できるように、保健・福祉・教育などのサービスのより一層の充実を図ります。

2 働きながら、子どもを安心して育てられるまちづくり

仕事と子育てが両立し、だれもが余裕を持って楽しみながら、安心して子育てができるまちづくりをめざします。保育サービスのより一層の充実を図り、働きながら子育てをする家庭を社会全体で支援します。

3 子どもを産み、育てることに魅力を感じるまちづくり

子どもが安全に自由に活動できるまちづくりをめざします。地域住民の温

かい見守りの中、男女が性別に関係なくともに育てる基盤づくりと、子どもが自由に創造的に遊ぶことができる、潤いのある自然環境づくりを推進します。

第5章 重点施策

1 子育て支援センターの整備

地域において気軽に相談や集うことができたり、子育てに関する情報提供等が受けられるよう、子育て支援センターを平成21年度までに1か所整備します。

2 児童館の整備

子どもの様々な遊びや体験の拠点として、また雨の日でも自由に活動できる場として、平成21年度までに西側に1か所児童館を整備するとともに、移動児童館についても内容の充実を図ります。

3 子育て支援ネットワークづくりの推進

地域における様々な社会資源を活かして、子育て家庭を支援するため、行政、子育てサークル、NPO、保育園、幼稚園、自治会等と連携を図りながら、平成18年度までに子育て支援ネットワークづくりを推進します。

4 乳幼児保育サービスの充実

保護者の病気などの緊急時やリフレッシュなどで、一時的に保育を必要とする家庭に対して、一時預かり保育事業の充実を図るため、認可保育所での実施を現在の2箇所から平成21年度までに4か所に拡大します。

5 相談窓口体制の整備・充実

児童虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもと親のケア対策から自立支援、さらにひとり親家庭の自立支援も含めた総合的な相談窓口の体制を整備し、充実していきます。

第6章 施策の体系

■ 基本的施策の体系

I どの子どもも健やかに育ち、自立できるまちづくり

【施策の基本的な方向】 【主要施策・事業】

| | | |
|-----------------------|------------------------|---|
| 1 子育てを支援する地域づくりの推進 | ① 子育て支援センターの整備 | ① 子育て支援センターの整備 |
| | ② 相談窓口体制の整備・充実 | ① 各種相談機関による相談事業の充実 |
| | ③ 多様な人材の確保と活用 | ① ボランティア等の育成 ② 地域の人材の活用 |
| | ④ 子育て支援ネットワークづくりの推進 | ① 地域育成活動の推進 ② 子育てグループのネットワークづくりの促進 |
| | ⑤ 子育てサロン等の整備・充実 | ① 子育てサロン等の整備・充実 |
| | ⑥ ファミリー・サポート・センター事業の充実 | ① ファミリー・サポート・センター事業の推進 |
| 2 遊びと体験の充実 | ① 児童館の整備 | ① 児童館の整備・充実 |
| | ② 子どもの体験活動の充実 | ① 子ども体験教室の開催 ② 地域交流活動の促進 |
| | ③ 遊び場の確保 | ① 公園・広場等の整備 ② 既存施設の整備 |
| 3 きめ細かな取り組みの推進 | ① ひとり親家庭等の自立支援の推進 | ① 職業情報・相談の充実 ② 援護制度の周知・活用 ③ 母子自立支援員の配置 |
| | ② 障害児施策の充実 | ① こども発達支援(療育)事業の充実 ② いずみの学園通園事業の充実 ③ 在宅福祉サービスの充実 |
| | ③ 児童虐待防止対策の充実 | ① 児童保護相談体制の充実 ② DVに関する取り組みの充実 ③ (仮称)「福川市要保護児童対策地域協議会」の設置 ④ 啓発活動の充実 |

4
子どもと親の健康の確保

| | |
|------------------------------|--|
| ① 親と子の健康づくりの推進 | ① 妊婦健康診査の充実 ② 乳幼児健康診査の充実 ③ 健康相談の充実 ④ むし歯予防教育の充実 ⑤ 情報提供活動の充実 ⑥ 予防接種事業の充実 ⑦ 思春期から青年期にかけての心の問題への対策の充実 |
| ② 小児医療体制の充実 | ① 医療体制の整備 |
| ③ 生涯を通じた健康を支援するための学習プログラムの充実 | ① 「食育」の充実 ② 健康教育・性教育の充実 |

5
子育て家庭の経済的負担の軽減

| | |
|------------------|------------------|
| ① 支援制度の充実及び周知・活用 | ① 支援制度の充実及び周知・活用 |
| ② 医療費負担の軽減 | ① 医療費負担の軽減 |
| ③ 教育費等負担の軽減 | ① 教育費等負担の軽減 |
| ④ 家庭保育室保護者助成金の充実 | ① 家庭保育室保護者助成金の充実 |

II 働きながら、子どもを安心して育てられるまちづくり

【施策の基本的な方向】 【主要施策・事業】

| | | |
|------------------------------|--------------------------------|---|
| 1 多様な保育サービスの充実 | ① 乳幼児保育サービスの充実 | ① 保育施設の整備 ② 乳児保育の充実 ③ 低年齢児保育の充実 ④ 延長保育の充実 ⑤ 一時保育の充実 ⑥ 病後児保育の検討 ⑦ 障害児保育の充実 |
| | ② 保育所の多機能化の推進 | ① 地域交流事業「あそぼう会」の充実 ② 電話相談の充実 |
| | ③ 放課後児童クラブの充実 | ① 放課後児童クラブ運営の充実 ② 障害児の受け入れ体制の充実 |
| ① 男性を含めた働き方の見直しと事業主への働きかけの推進 | ① 事業主への啓発の推進 ② 育児休業制度等の普及推進 | |

2
両立支援及び就労環境の整備

| | |
|-----------------|----------------------------|
| ② 仕事と家庭の両立支援 | ① 多様な保育施策の充実 |
| ③ 子育て中の親の再就職支援 | ① 職業情報の提供 ② 就業のための講座の開催 |
| ④ 男女共同参画意識の啓発促進 | ① 男女共同参画意識の啓発促進 |

III 子どもを産み、育てることに魅力を感じるまちづくり

【施策の基本的な方向】 【主要施策・事業】

| | | |
|--------------------------|------------------------|---|
| 1 子どもの個性と豊かな心を育む教育の推進 | ① 幼児教育の充実 | ① 幼児教育の充実 ② 障害児の幼稚園への受け入れ促進 ③ 保育所及び学校、地域、家庭との連携強化 |
| | ② 学校教育の充実 | ① 教育内容・方法の充実 ② 教職員の資質の向上 ③ 障害児教育の充実 ④ いじめ、少年非行等の問題や不登校への適切な対応 ⑤ 心の教育の推進 |
| | ③ 家庭教育の充実 | ① 家庭教育に関する学級や講座の充実 ② 家庭教育への支援 ③ 家庭・家族のふれあい普及促進 |
| 2 子どもが活躍できるまちづくりの推進 | ① 「児童の権利に関する条約」の普及促進 | ① 「児童の権利に関する条約」の普及促進 |
| | ② 子どもの社会参加の機会拡大 | ① 子どもの社会参加の機会拡大 |
| 3 潤いのあるまちづくりの推進 | ① 潤いのある環境の保全、整備 | ① 自然環境の保全 ② 自然とふれあう場の提供 |
| | ② 子どもが安全に育つ安心なまちづくりの推進 | ① 公共施設等のバリアフリー化の促進 ② 交通安全の推進 ③ 防犯対策の推進 |
| | ③ 住環境の整備 | ① 相談事業の充実 ② 住宅所得への支援 |

第7章 具体的施策の展開

1 どの子ども健やかに育ち、自立できるまちづくり

(1) 子育てを支援する地域づくりの推進

【現状と課題】

かつては隣近所で支えあいながら子育てが行われる中で、子どもだけでなく、親同士も育っていくという風潮がありました。しかし、核家族化、都市化の進展に伴う近隣住民同士の交流の希薄化により、特に在宅で子育てをしている人が孤立化しているという状況があります。

子育てを「生きがいのあるもの」「楽しいもの」と思えるように地域、社会が家庭の子育てをサポートしていく必要があります。また、そのための仕組みづくりが望まれます。

桶川市は、これまで子育てを支援するため、子どもにかかわる各機関に、相談機能をつくりあげてきました。しかし、相談のままで終わることはなく、緊急対応をしなければならないケースが増えてきています。今後は、機関相互の連携と体制の整備が望まれます。

また、子育てボランティアの育成や、子育てグループへの支援、さらにはグループのネットワークづくりに力を注いできました。さらに、平成14年4月には、ファミリー・サポート・センターを設立し、保育施設では対応が困難な家庭のニーズに対応してきました。

今後はこれらを発展・充実させて子育て機能を持つ行政や専門機関と市民による有機的なネットワークを構築し、きめ細やかな子育て支援をめざします。

【施策の方向性】

① 子育て支援センターの整備

子育てに関する相談・交流・情報提供さらには緊急時の保育や各種サービスの調整など一元的に行う拠点として、子育て支援センターを整備することが必要です。学校の空き教室等既存の施設の活用も視野に入れ、子育て支援センターの整備を進めていきます。

② 相談窓口体制の整備・充実

これまでの子育て相談は、育児の悩みや子どもの教育等に対して、こども

課、健康増進課、教育相談所等が身近な相談窓口として、それぞれ対応してきました。今後は、「こども家庭ネットワーク事業」を担当する課が中心になり、関連機関との連携を図りながら、子どもや家庭に関する相談窓口、ひとり親家庭の自立支援等に対しての総合的な相談窓口を整備し、相談体制を充実させていきます。

③ 多様な人材の確保と活用

子育てに関する市民活動を活発なものにするために、人材確保の仕組みの充実を図ることが大切です。これまでも、教育委員会の「人財バンク」や社会福祉協議会の福祉登録ボランティアの活用に努めてきましたが、今後は子どもの一時保護など養育代替機能を持つ里親制度の啓発にも力を注ぎ、里親登録者の拡大を目指します。

市民活動の定着・発展のため、ボランティアグループやNPOの育成に力を入れることは勿論ですが、そのための活動の場の提供や助成、事業の委託を推し進め、子育て家庭への具体的支援につなげていきます。

④ 子育て支援ネットワークづくりの推進

地域における子育て活動を活性化するため、団体やグループによる子育て支援の協力が必要になります。このため、団体やグループに対して、情報の提供・共有などサークル活動の支援をします。

また、子育て支援にかかわるネットワークづくりを構築し、子育て支援を推進していきます。

⑤ 子育てサロン等の整備・充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるように、また乳幼児を持つ保護者がつどい、子育てについて話し合う場として、「子育てサロン」や「つどいの広場」など地域における子育てに関する支援体制の基盤整備に取り組んでいきます。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業の充実

乳幼児や小学生の児童を持つ子育て中の保護者等が会員となり、相互援助活動を行うこの事業は、会員数も拡大し、ますます需要が高まっていると言えましょう。働くひとり親家庭・子育てに負担感を持つ親などの孤立化を防ぎ、地域で子育てを支援すると同時に、親の養育力の向上に寄与するものと期待されています。桶川市もこの事業を充実させていきます。

《市民の声（次世代育成支援行動計画アンケート調査より）》

- ◆ファミサポで便利になった。ただし、会員ではなく、保育所や放課後児童クラブのような公的な場所で一時預かりしてもらえともっと利用しやすい。
- ◆子育て支援事業でなにやっているのかわからない。市報などとは別に対象家庭に詳しく知らせてほしい。
- ◆ひとり親の支援を女性と同じくらいに男性にも充実してほしい。
- ◆自分の子育てのやり方で本当に良いのか。
- ◆お母さんと子どもとで1対1の関係でさびしい毎日を送っている人が結構いるといいますが、私もその一人だと思います。何か楽しく子ども同士で遊んだりする場を作ってほしいです。

(2) 子どもの豊かな遊びと体験の充実

【現状と課題】

遊びは子どもの生活であり、遊びによる豊かな経験は、子どもの健全な成長のためにきわめて重要です。しかし現在は、都市化や交通事情の悪化により、遊び場の確保は難しくなっています。子どもが安心して遊べる安全な遊び場の確保や都市公園、児童館の整備の推進など、子どもが育つための環境を整備していく必要があります。また、移動児童館事業についても内容の充実を図ります。

【施策の方向性】

① 児童館の整備

子どもに健全な遊びを提供し、情操や自主性や社会性を豊かにするため、児童館の活動を充実します。現在、東側に児童館が設置されていますが、西側児童館の整備に努めます。児童館には、子どもの居場所づくり、親子ふれあい事業、各種講座の開催、子育てグループへの支援、また要保護児童の発見などの機能も期待されます。

② 子どもの体験活動の充実

子どもが様々な体験を通して健康な心と体を育むよう、遊びや創作活動、自然や伝統文化とのふれあい、スポーツ活動などの機会づくりを推進します。学校週5日制をふまえ、世代間の交流を促進し、学校と地域の連携のもとに、様々な体験教室を開催します。

③ 遊び場の確保

親子や子ども同士で遊んだり楽しめる公園や緑地などの確保に努めます。学校の空き教室や公民館、集会所などの既存施設の活用などにより、子どもの遊びや体験活動を充実させるとともに、子どもの活動拠点を整備します。子どもや子育て中の親子が雨の日も安心してつどえる施設の充実を図ります。

《こどもの声（子どもフォーラム参加児童）》

- ◆一日中あそんでいられる、いきぬきのできる施設がほしい。
- ◆子どもたちがこころおきなくあそべる施設がほしい。
- ◆児童館など安全に遊べる施設があるといい。
- ◆体力・健康いっぱいの生活したい。

《市民の声（次世代育成支援行動計画アンケート調査より）》

- ◆とにかく遊ぶ場所がないので公園を作ってほしい。
- ◆西口に児童館がないので雨の日に遊べるところがありません。子どもが小さいと東口まで行くのは車を使わなければ困難です。西口にも児童館を作ってほしいです。
- ◆雨の日に遊べるところが少ない。児童館は小学生の動きが激しかったりすると、ちょっと危険に感じる。他の市の児童館は、広々としていて、3階建てでした。「このスペースは小学生より下の子が遊ぶスペース」というものもあってよかった。みんなで遊ぶスペースと、年齢によって遊べるスペースの両方がほしい。

(3) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

【 現 状 と 課 題 】

様々な理由により、ひとり親家庭が増えるなど、家族形態も多様化しています。その一方で、昨今の社会状況・経済状況が複雑で不安定な様相を呈しており、支援体制を充実していく必要があります。

また、障がいのある子どもたちが、ノーマライゼーションの理念に基づき地域で生き生きと生活できるよう、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育、支援費制度によるサービスの拡大と充実にも努めるとともに、障がいのある子や人への差別や偏見を無くす取り組みをします。

近年、児童虐待の件数は年々増加しており、各方面で取り組みや連携の強化が図られています。児童虐待は、子育て中の家庭ではどの家庭でも起こり得るとの認識に立ち、私たち一人ひとりが自己の問題であるとの理解を深め、虐待防止の役割を担っていくことが重要です。

【 施 策 の 方 向 性 】

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭や養育家庭等が安定した自立生活を営めるように経済的負担の軽減に努めるとともに、保育所等の優先入所や母子家庭の自立を支援していくために、母子自立支援員の配置をしていきます。また、経済的な支援をはじめ各種サービスの情報提供を行っていきます。

② 障がい児施策の充実

乳幼児健康診査などにより、障がいの早期発見に努めるとともに、子どもとその保護者に対して専門スタッフによる相談等を行い、最善の方向を探っていきます。

発達に遅れや障がいのある子どもの支援については、発達段階に応じた早期療育がこども発達支援センターや知的障がい児通園施設「いずみの学園」で適切に受けられるよう、スタッフの充実と専門性の向上に努めます。

地域生活においては、障がいのある子どもと保護者が安心して生活が送れるよう相談体制や在宅福祉サービスの充実を図ります。

③ 児童虐待防止対策の充実

子育て中の保護者のおよそ6割が何らかの育児不安を感じているということから、育児の不安や孤立化を解消するため、子育てサロン等の充実や子育てサークルの育成等を図っていきます。また、乳幼児健診等では、虐待のリスク家庭の発見とともに、相談・支援体制を充実させていくことで、子育てに悩みのある親への支援と親子のつながりを深める手助けをします。

児童虐待の予防・早期発見・対応・保護・支援・アフターケアなどが重要な課題になっており、これらに対応するためには、機関相互の連携のみではなく、私たちのまちとして、虐待防止の意識を持つことも必要です。そのために、一人ひとりが地域の様子に目を配っていきます。

また、社会問題化しているDV（ドメスティックバイオレンス）も、児童虐待に連動しているケースが多いため、DVに対する取組の充実も望まれます。

さらに、子ども自身が自らの身を守るプログラムや、虐待する親にならないためのプログラムの普及に努めます。

先般、児童福祉法の一部が改正され、市町村の役割が強化されたことなどを受け、現在実施している「桶川市こども家庭ネットワーク会議」をさらに発展・充実させ、(仮称)「桶川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待や養育支援を必要とする家庭に対して適切な対応や支援ができるよう

取り組んでまいります。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）》

- ◆ひとり親で働いている場合、平日の窓口での申請は本当に難しいです。時間帯の工夫など、申請方法の改善をしてください。
- ◆学校教育の中で障がいを持つ子どもとともに歩める統合教育を進めてほしい。
- ◆わが子には障がいがあります。違う学区の小学校に通うため、近所の子どもとの遊びに入っていくことがなくなりました。そのため、放課後外で遊ぶことがありません。そんな子どもが遊べる場所が欲しいです。
- ◆ファミリー・サポート・センターの申込み方法をもっと簡単にしてほしい。
- ◆発達支援センターの専門の職員、先生の増員をしてほしい。利用者は増え続けています。

(4) 子どもと親の健康の確保

【現状と課題】

就学前のお子さんをもつ保護者の約4割の方が、子育てに関する悩みとして「病気や発育・発達に関すること」をあげています。一方で子育て期の母親の育児不安をはじめとする親の心の問題が、大きな社会問題となっている現状があります。

こうした親の負担感や心の問題を和らげることが大切であり、母親が育児を楽しめるような育児環境を整備することが不可欠です。さらに、妊産婦を含め、全ての子どもと親が健康で安心した生活が送れるよう、健康に関する必要な知識や情報の提供を行うことが重要です。

また、子どもが急病になった場合、市内には小児科専門医がいないため、内科医がかかりつけの医師として医療を行ったり、または、近隣市の小児科医に受診するのが実情となっています。このため小児医療機関の体制の整備が求められています。

思春期から青年期にかけては、子ども達の心が特に不安定になったりする場合があります。不登校や摂食障がい等の心の問題への対応が求められています。

さらに「食」に関しては、子どもの肥満や生活習慣病等の問題や子どもが一人で食事をする「孤食」等、様々な課題があります。これらについては、学校教育や生涯学習の場において、学習の機会や情報提供等を充実させていく必要があります。

少子化が進行していくなかで、女性に子どもを産むことを求めたり、女性だけに負担のかかる言動などは許されたことではありません。このため、少子化に対する各種の施策を講じていく一方で、「性と生殖に関する健康と権

利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方を広く普及させていくことが必要になってきます。

今後は、子どもと親の健康の確保については、生涯を通じた健康診査体制の整備をはじめ、子どもが健やかに生まれ、成長していくための支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

① 親と子の健康づくりの推進

子どもの健やかな成長のために、保健・医療・福祉の一層の連携を図り、健康診査、予防接種事業からむし歯予防教育に至るまで総合的な母子保健システムの確立に努めます。

ア 総合的な母子保健システムの確立

妊娠、出産、育児に関する母親の不安を軽減し、のびのびと安心して育児を楽しみ、子どもに愛情を注ぐことのできる対策を講じます。妊婦が安心して出産できるように出産準備教育(マタニティスクール・両親学級など)の充実を図ります。出産後も乳幼児健康診査などを通して、健康に関する情報の提供を行いながら、子育てに関する不安や悩みに対しての相談に対応するために、健康相談、家庭訪問での指導、地域の仲間づくりに関する情報の提供も行い、親同士の交流の場をつくっていきます。

イ 思春期から青年期にかけての心の問題への対策の充実

思春期から青年期にかけて、子どもたちが自分の心、身体や性について安心して相談できるように、学校の間ではもちろん、学校以外の場でも相談できる体制の充実にも努めます。教育相談、児童相談所など公的機関の相談に加え、カウンセリングを行うNPO法人など民間団体との連携も図ります。

② 小児医療体制の充実

小児医療は安心して子どもを産み育てるための基盤です。小児医療・救急医療については医師会及び歯科医師会との関係強化により安心して受診できる体制づくりに取り組んでいきます。

③ 生涯を通じた健康を支援するための学習プログラムの充実

学校教育及び生涯学習の場などあらゆる場面において、また両親学級、健康診断などあらゆるチャンスを生かして以下のプログラムの充実を進めます。

ア 食育の充実

食は人間性の形成と家族関係をはじめとする人間関係づくりの基本です。健康な生活と食事への配慮、望ましい食習慣の形成が重要です。子どもに対しては、食に関する学習の場と情報の提供、妊産婦などに対しては栄養面での相談、指導の必要があります。マタニティスクール、両親学級において、食生活の改善に関する学習の場と情報の提供を行います。健康を支える「食育」のプログラムの充実を進めます。

イ 幅広い健康教育・性教育の一層の充実

生殖機能や胎児に影響を及ぼす飲酒・喫煙・薬物などの依存症、売買春及び性感染症罹患率の増大に対応するため、正しい知識を持つための学習プログラムを実施します。その中で、喫煙、飲酒及び薬物の使用、性などについても、主体的によりよい選択ができ、自己決定していく力をつけていく取組みを進めます。

女性が性と生殖に関し、自ら判断し、性について自己決定し、その内容を男女が相互に尊重できるようになるためには、教育の果す役割が不可欠ですので、性教育の充実に力を入れます。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から女性の生涯を通じた健康を支援するための学習プログラムを実施します。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）》

- ◆小児科医師による休日・夜間診療を桶川市内の病院で行えるようにしてほしい。
- ◆健診や予防接種の日程を増やし、曜日をずらして設定してほしい。
- ◆小児特定疾患に対する助成制度を整えてほしい。

(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育てについての経済的負担感は、少子化の要因の一つといわれますが、特に乳幼児を持つ親にとっては、子どもの医療費や保育料の家計に占める割合も大きく、経済的負担が大きくなってきているようです。本市においても、ニーズ調査で子育て費用の軽減についての要望が多く、各種手当や公的負担制度等による経済的支援の充実が求められています。

「子どもたちは次代の担い手である」という観点から、子育て費用については、子どもを持つ家庭だけでなく、社会全体で負担していくことも必要であり、子育てに関する家庭と社会の役割分担に十分留意しながら、必要な経済

的支援を進めていくことが求められています。

【 施 策 の 方 向 性 】

① 支援制度の充実及び周知・活用

児童手当や児童扶養手当制度、医療費公費負担制度、就園奨励費補助金や奨学金制度など、子育て家庭を支援する各種援助制度を充実し、これらを有効に活用していただけるよう、広報・啓発を推進してまいります。

② 医療費負担の軽減

子育て家庭が安心して乳幼児の医療が受けられるよう、乳幼児医療費制度の充実について、国・県に働きかけるとともに、医療費の支給対象年齢の拡大や窓口払いの解消に向けて検討を進めてまいります。

③ 教育費等負担の軽減

子育てにかかわる経済的な負担が過重にならないよう、保育料の軽減を図るとともに、就園奨励費についても補助額や保護者の所得制限枠の引き上げ等内容の改善を図ってまいります。

また、国や県に対し、適切な支援措置を講じるよう要望するとともに、保育料や義務教育費用の負担の困難な家庭に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図ります。

そして、小・中学校においては、義務教育の意義に鑑み、教材・用品・積立金等を含む「教育費の全額無償」の理念の実現に向けて努力してまいります。

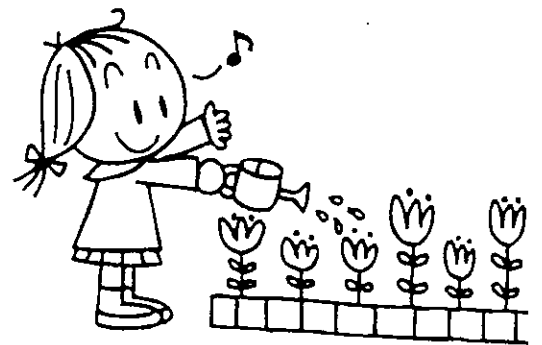
④ 家庭保育室保護者助成金の充実

認可保育所との格差是正に努めるとともに、家庭保育室を利用する0～2歳児の保護者に対して、保育料を援助し負担の軽減を図ります。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）》

- ◆乳幼児医療費の窓口払いをなくしてほしい。
- ◆乳幼児医療費の対象年齢の拡大と自己負担金の廃止をしてほしい。
- ◆医療費の補助年齢を小学校6年生まで引き上げてほしい。
- ◆幼児がいるすべての家庭に一人当たりの補助金を支給してほしい。
- ◆保育料がもう少し安いとありがたい。
- ◆幼稚園の補助金が桶川市には少ない。上の子2人は他県の幼稚園だったが、桶川市の金額には驚きました。

- ◆収入にかかわらず、育児手当を支給してほしい。
- ◆児童手当は中学生まで延期してほしい。
- ◆学校用品や中学制服など、もう少し安くないかといつも思います。働いていなければ行かせられない。義務教育でこんなにかかるのはおかしいです。



事業内容一覧

(1) 子育てを支援する地域づくりの推進

① 子育て支援センターの整備

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|--------------|--|------|
| 子育て支援センターの整備 | 子育て家庭に対して、相談や情報提供等を行う子育て支援の拠点として子育て支援センターを整備します。 | こども課 |

② 相談窓口体制の整備・充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 各種相談機関による相談事業の充実 | 子育て、保健、教育、福祉等の相談事業を充実します。 | 福祉課 こども課 健康増進課 学校教育課 |

③ 多様な人材の確保と活用

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------|--|-----------------------------------|
| ボランティア等の育成 | 子育てを地域で支援するために、多様なボランティアやNPOの育成を促進します。 | 社会福祉協議会 自治文化課 |
| 地域の人材の活用 | 子育てを地域で支援するために、地域の人材の育成と活用に努めます。また、里親制度の啓発に努めます。 | 社会福祉協議会 こども課 学校教育課 生涯学習課 |

④ 子育て支援ネットワークづくりの推進

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----------------------|--|---------------|
| 地域育成活動の推進 | 子育てを地域で支援するために、さまざまな団体やグループに対してサークル活動の支援を行います。 | こども課 生涯学習課 |
| 子育てグループのネットワークづくりの推進 | 地域における育成活動を活発化するため、団体・グループのネットワークづくりを推進します。 | こども課 生涯学習課 |

⑤ 子育てサロン等の整備・充実

| | | |
|--------------|---|------|
| 子育てサロンの整備・充実 | 子育て中の母親、父親が子どもを遊ばせながら保護者同士の交流を促すことができるよう基盤整備の充実を図ります。 | こども課 |
|--------------|---|------|

⑥ ファミリー・サポート・センター事業の充実

| | | |
|----------------------|--|------|
| ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 保護者（母親）のリフレッシュや仕事と育児の両立のために、育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をつくり、会員同士による相互援助活動を行います。 | こども課 |
|----------------------|--|------|

(2) 子どもの豊かな遊びと体験の充実

① 児童館の整備

| | | |
|-----------|---|------|
| 児童館の整備・充実 | 子どもの遊びや体験活動を充実するため西側に児童館を整備し、東側の児童館とともに子どもの活動拠点の充実を図ります。また、移動児童館の内容の充実にも努めます。 | こども課 |
|-----------|---|------|

② 子どもの体験活動の充実

| | | |
|------------|---|-------------------------------|
| 子ども体験教室の開催 | 子どもがさまざまな体験を通して健康な心を育むよう学校と地域の連携のもとに、遊びや創作活動、自然や伝統文化とのふれあい、スポーツ活動など各種子ども教室を開催します。 | こども課 公民館 図書館 歴史民俗資料館 |
| 地域交流活動の促進 | 子どもが地域社会の一員としての自覚をもち、社会性を身につけ、心身ともに健全に育つよう、異世代間との交流を促進します。 | こども課 生涯学習課 学校教育課 公民館 |

③ 遊び場の確保

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----------|---|----------------------|
| 公園・広場等の整備 | 休日などに子どもを連れてのびのびと遊べる都市公園の整備を推進するとともに、日常の身近な遊び場として児童遊園地、地域子ども広場などを整備します。 | 自治文化課 都市計画課 |
| 既存施設の活用 | 学校の空き教室、公民館などを活用し、子どもの遊びや体験活動を充実させ、子どもの活動拠点を整備します。 | こども課 学校教育課 公民館 |

(3) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------|---|---------------|
| 職業情報・相談の充実 | 子育てをしている女性の再就職のために、関係機関と連携して情報提供や相談の充実に努めます。 | 産業観光課 こども課 |
| 援護制度の周知・活用 | ひとり親家庭等に対する経済的支援制度について周知や活用を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。 | こども課 |
| 母子自立支援員の配置 | ひとり親家庭の自立に向け、相談・支援を行う母子自立支援員を配置します。 | こども課 |

② 障害児施策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------------|--|-------------|
| こども発達支援（療育）事業の充実 | 成長、発達に何らかの心配のあるお子さんとその保護者に対し、発達相談・親子教室・言語指導・運動機能訓練など様々な支援を行い、相談事業の充実を図ります。 | こども発達支援センター |
| いずみの学園通園事業の充実 | 知的発達の遅れや障害のある幼児等に対して、通園による専門的な療育指導を行います。また保護者に対しては相談・支援を行います。 | いずみの学園 |
| 在宅福祉サービスの充実 | 障害のある子どもと保護者が安心して地域生活を送れるよう、相談体制と在宅福祉サービスを充実します。 | こども課 |

③ 児童虐待防止対策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------------|--|------------------------|
| 児童保護相談体制の充実 | 養育環境に心配がある児童や虐待を受けた児童、育児に不安や負担を感じている保護者に対し、関係機関が連携し迅速な相談・保護体制を充実することで、児童虐待の予防・発生・再発の防止に努めます。 | こども課 健康増進課 学校教育課 |
| DVに対する取組みの充実 | 児童虐待に連動することが多いDVに対しての取組みを充実させ、関係機関の連携を図ります。 | 男女共同参画室 こども課 |
| こども家庭ネットワーク会議の強化 | 児童虐待に対する市町村の役割が強化されるため、「桶川市こども家庭ネットワーク会議」を更に発展させ、(仮称)「桶川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、取組みを強化します。 | こども課 |

(4) 子どもと親の健康の確保

① 親と子の健康づくりの推進

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------------------|--|-------|
| 妊婦健康診査の充実 | 妊婦に対し、医療機関を通じて妊娠期間中 2 回（妊娠前期・後期）の健康診査を実施します。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健康診査の充実 | 身体発育、精神発達などの健康状態を把握し、病気や異常を早期に発見し、適切な対応ができるよう、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施します。 | 健康増進課 |
| 健康相談の充実 | 妊産婦及び子どもの病気の予防や健康増進のため、健康相談を実施します。 | 健康増進課 |
| 訪問指導の充実 | 安心して出産・育児ができるよう、妊産婦と新生児・乳幼児の健診未受診家庭に対し、保健師等が家庭を訪問して必要な相談・指導を行います。 | 健康増進課 |
| マタニティスクール・パパママ体験クラスの充実 | 母子の心身の健康を保持・増進するとともに父親を含めた家族の育児参加を促すため、妊婦やその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の普及と助言を行います。 | 健康増進課 |

| | | |
|--------------------------|--|----------------|
| むし歯予防教育の充実 | 乳幼児期のむし歯を予防し、歯の健康づくりを進めるため、歯科医師会と協力し一貫したむし歯予防教育の充実を図ります。 | 健康増進課 |
| 情報提供活動の充実 | 各種母子保健事業に関する情報について、市広報紙や「桶川市保健事業のお知らせ」の作成などにより、広く市民への周知を図ります。 | 健康増進課 |
| 予防接種事業の充実 | 感染症の予防のため、ポリオ（小児まひ）、BCG、結核、三種混合、日本脳炎、麻疹（はしか）、風疹などの予防接種を実施します。 | 健康増進課 学校教育課 |
| 思春期から青年期にかけての心の問題への対策の充実 | 思春期から青年期にかけての子どもたちが心身や性の問題について、安心して相談できるような体制を整備し、関係機関との連携も図ります。 | こども課 学校教育課 |

② 小児医療体制の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|---------|---|-------|
| 医療体制の整備 | 周産期医療や小児医療が利用しやすいよう、近隣市町と協議のもと医師会及び歯科医師会と連携を強化し、医療体制の整備に努めます。 | 健康増進課 |

③ 生涯を通じた健康を支援するための学習プログラムの充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-------------|---|----------------|
| 「食育」の充実 | 健康な生活と食事への配慮、望ましい食習慣の形成のため、「食育」プログラムを充実させます。 | 健康増進課 |
| 健康教育・性教育の充実 | 子どもが生涯を通して健康的な生活習慣を確立し、主体的な選択により自己決定していけるように取組みを進め、性教育にも力を入れます。 | 健康増進課 学校教育課 |

(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

① 支援制度の充実及び周知・活用

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----------------|--|------|
| 支援制度の充実及び周知・活用 | 子育てに関する経済的な支援制度の活用について周知・広報を図り、負担を軽減します。 | こども課 |

② 医療費負担の軽減

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----------|--|------|
| 医療費負担の軽減 | 乳幼児医療費の負担の軽減に向けて、助成の拡大に努力するとともに、制度の充実について国や県に働きかけます。 | こども課 |

③ 教育費等負担の軽減

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----------|------------------------------------|------------------------|
| 教育費等負担の軽減 | 教育費等の子育て費用について、国・県に働きかけ負担の軽減に努めます。 | こども課 学校教育課 教育総務課 |

④ 家庭保育室保護者助成金の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----------------|---|------|
| 家庭保育室保護者助成金の充実 | 家庭保育室を利用する保護者の経済的負担の軽減のために、保育料の助成を行います。 | こども課 |

2 働きながら、子どもを安心して育てられるまちづくり

(1) 多様な保育サービスの充実

【現状と課題】

児童人口は減少傾向にあるにもかかわらず、保育所を利用する児童の割合は増加しています。また、就労形態も変化し、就労以外での保育ニーズも高まっている現在、保育サービスに対するニーズは、今後ますます増加していくことが予想されます。そのために、多様な保育サービスの充実が求められています。桶川市は、平成16年4月1日現在、公立保育所4カ所、民間保育所2カ所で保育所の定員は計511名となっています。今後は、通常保育の他に、一時保育事業の充実、病後時保育の実施が課題となってきます。

また、保護者の就労の多様化に伴い、保育所の子育て支援事業の果たすべき役割は大きなものになってきています。これからは、保育所が地域の「子育て支援拠点」のひとつとして、保育所や保育士の蓄積したノウハウを十分活用しながら、地域と一体となった子育て支援をさらに推進していくことが期待されます。

放課後児童クラブについては、現在、7つのクラブを設置し、小学校4年生までを対象として、放課後から午後7時まで開室しています。子どもたちが生き生きと楽しく生活するためには、指導員によるきめ細かな働きかけが必要です。また、保護者の就労形態の多様化に伴い、開室時間の延長などが課題となっています。

【施策の方向性】

① 乳幼児保育サービスの充実

共働き世帯の増加と就労の多様化が今後さらに進行し、保育ニーズの増大が予想されます。現在の定員枠は511名ですが、保育を必要とするすべての児童が保育を受けることができるように、保育施設の整備が望まれます。そこで、ニーズを的確に把握し、保育サービスの量の拡大と質の充実に全力を挙げるとともに、公立保育所の役割と使命をも認識し、待機児童を出さないように努めます。

通常保育の他、乳児保育・低年齢児保育・延長保育については、民間保育所と連携をとりながら充実を図ります。また、アンケート調査で「子どもを預けてリフレッシュしたい」という人が約55%いたことから、一時預かり保育事業の充実を図ります。短時間で働く保護者に対応する特定保育事業については、通常保育の受け入れ枠で対応します。

夜間保育・休日保育事業については、当面は、認可外保育施設での取り組みを、支援していきます。

病後児保育については、施設型及び派遣型との一体化した事業を医療機関と連携しながら実施について検討します。ショートステイ・トワイライトステイ事業については、当面はファミリー・サポート・センター等の関係機関と連携を取りながら事業を推進します。

混合保育については、発達に遅れや障がいのある子どもを地域で健やかに育つよう、幼稚園や保育所での受け入れ体制を充実させていきます。また、受け入れ機関で専門的なケアが受けられるよう支援していきます。

国における「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の検討を踏まえ、当面は、県が進めている「幼稚園保育所一体化促進事業」により保育所を整備する幼稚園に対して支援を行いますが、その場合、保育や幼児教育の質を落とさないように努めます。

② 保育所の多機能化の推進

公立保育所は、地域子育て支援拠点のひとつとしての役割を担っていくことが求められています。桶川市は、市内の公立保育所で、平成9年度から地域交流事業「あそぼう会」を開始しました。今後は、古くからの地域の伝承や子育てを経験した「シニア地域ボランティア」をつのり、あそぼう会の充実を図ります。

また、「電話相談」は、子育ての悩みや心配についての相談を受け、適切なアドバイスを行うことで保護者を支援するものですが、今後は、相談日を増やすなどして充実を図ります。

さらに、給食を活用した「食育」の推進や、子育て講演会の実施などを検討することで、保育所の多機能化を推進していきます。

③ 放課後児童クラブの充実

就労などで保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ運営の内容の充実を図ります。そのために、長期休暇中の開室時間の延長及び指導員の資質の向上を図るとともに、専門機関との連携のうえ、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。また、保護者や学校との連携により、安心安全なかつのびのび過ごせる放課後児童クラブ運営を図ります。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）》

- ◆緊急の用事で子どもの面倒が見られなくなったとき、どうすればいいのかわからない。

- ◆病気や障がいのある子どもでも安心して預けられる施設の充実をしてほしい。
- ◆休日出勤のとき、公立保育所はお休みですが、夫婦仕事のときは困ります。他に親族がいないので、子どもを預かってくれるところがあればと思います。
- ◆母親も少しはリフレッシュの時間を持ちたいときがある。そのときの臨時一時預かりしてくれる場所があると良いと思う。
- ◆保育園に預けていて子どもの具合が悪くなった場合、すぐに迎えに来てくださいと職場に連絡が入ります。途中で仕事を放り出すこともできず、迎えに行ってくれる人もいない時、本当に困ります。看護師さんでもいてくれれば良いなと思ってしまいます。
- ◆学校の参観日などには、学校の一室で下の子を預かってもらえるようなサービスがあればゆっくり参観できて助かります。

(2) 子育てと仕事の両立支援及び就労環境の整備

【現状と課題】

現在の社会や企業のシステムは、必ずしも家事・育児・介護などの家族的責任と仕事を両立しやすいものにはなっていません。特に、子どもを持って働く女性は、仕事と家庭、さらには育児を行うことになり、負担が多くなりがちです。男女共同参画社会実現の視点から、家庭と仕事の責任の両立を男女ともに可能にしていくような就労環境の整備が必要です。そのため、男性も含めた働き方の見直しと、事業主への働きかけが必要であり、労働時間の短縮や育児休業の取得を促進することが重要です。

また、保育施設だけでは対応が困難な家庭については、地域で子育てを支援していく施策を充実していく必要があります。

さらに、出産・育児により離職した女性が、再就職するのは非常に困難であることから、子育て中の女性が再就職しやすいような施策を検討します。

そして、女性に偏っていた家庭責任を男女がともに担うため、男女共同参画意識についての啓発活動をより一層充実していきます。

【施策の方向性】

① 男性を含めた働き方の見直しと事業主への働きかけの推進

男性を含めた働き方を見直すためには、企業の意識改革は必要不可欠です。このために、市内の事業主を対象に、育児支援等のセミナーを開催したり、公共職業安定所（ハローワーク）、商工会など関係機関等が積極的に育児休業制度や育児休業給付等に関する講習会を開催して事業主への意識啓発を図って

いきます。

② 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立を支援するため、多様な保育施策の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会の家事援助サービスの充実を図ります。そのための広報活動をより一層推進します。

③ 子育て中の親の再就職支援

育児をしながらの就職活動は困難となっています。子育て中の女性が再就職しやすいよう、近隣市町村の企業に働きかけ、複数企業による「合同会社説明会」等の開催について、関係機関に働きかけます。また、女性の職業技術取得のための講座の実施などを推進します。

④ 男女共同参画意識の啓発促進

家事・育児は女性の責任とする意識がまだまだ根深いものがあります。男女が仕事と家庭にバランスよく参画する男女共同参画社会の実現のために、男性が子育て、介護、家事労働や地域活動に参画できるよう働き方を見直し、家庭生活と職業生活及び地域活動の両立を図るため情報や学習機会の提供を充実します。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査から）》

- ◆子育て、家事、仕事の両立が困難である。
- ◆子どもが小さいうちでも短い時間で働ける職場があるといいです。
- ◆時間に追われ、仕事と子育てが中途半端になる。
- ◆急に病気になった時、休みづらい。
- ◆家事をやることが苦痛となる。
- ◆休日保育がないため休日出勤の仕事ができない。
- ◆時間や勤務日を子ども優先で考えるため、好きな仕事をするのが困難。
- ◆子どもが小さいうちでも短時間で働ける職場がほしい。
- ◆行事に父親が参加してほしい。
- ◆家族の協力が少なく、家事全般を一人で行う。
- ◆帰宅してからの家事が負担である。

事業内容一覧

(1) 多様な保育サービスの充実

① 乳幼児保育サービスの充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----------|---|-------------------------------|
| 保育施設の整備 | 増大する保育ニーズに対応できるよう保育施設の整備を図り、待機児童の解消に努めます。 また、公立保育所の施設修繕を計画的に実施します。 | こども課 |
| 乳児保育の充実 | 保育所、家庭保育室と連携して産休明けからの乳児保育を充実します。 | こども課 |
| 低年齢児保育の充実 | 保育所などの3歳未満児の入所枠の拡大を図ります。 | こども課 |
| 延長保育の充実 | 民間保育所と連携をとりながら充実を図ります。 | こども課 |
| 一時保育の充実 | 民間保育所での充実を図るとともに公立保育所での実施を検討します。 | こども課 |
| 病後児保育の検討 | 医療機関と連携しながら実施について検討します。 | こども課 |
| 障害児保育の充実 | 発達の遅れや障害のある子どもの幼稚園や保育所での受け入れ体制を充実します。また、専門的なケアが受けられるよう支援します。 | こども課 いずみの学園 こども発達支援センター |

② 保育所の多機能化の推進

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------------|--|------|
| 地域交流事業「あそぼう会」の充実 | 公立4か所で実施している地域交流事業「あそぼう会」を“シニア地域ボランティア”をつのるなどして、充実を図ります。 | こども課 |
| 電話相談の充実 | 公立2か所で実施している「電話相談」を、週2日から5日に増やすなどして充実を図ります。 | こども課 |

③ 放課後児童クラブの充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|---------------|----------------------------------|------|
| 放課後児童クラブ運営の充実 | 長期休暇中の一日開室時間の延長及び指導員の資質の向上を図ります。 | こども課 |
| 障害児の受け入れ体制の充実 | 専門機関との連携を図り障害児の受け入れ体制の充実を図ります。 | こども課 |

(2) 子育てと仕事の両立支援及び就労環境の整備

① 男性を含めた働き方の見直しと事業主への働きかけの推進

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|--------------|--|-------|
| 事業主への意識啓発の推進 | 男性を含めた働き方を見直すため、事業主を対象に育児支援セミナーを開催して、意識啓発を図ります。 | 産業観光課 |
| 育児休業制度等の普及促進 | 育児休業制度や育児休業給付金等に対する講演会を開催し、事業主への意識啓発と制度の普及に努めます。 | 産業観光課 |

② 仕事と家庭の両立支援

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------|---|-----------------|
| 多様な保育施策の充実 | 仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業や家事援助サービスの充実を含めた多様な保育施策の充実を図ります。 | こども課 社会福祉協議会 |

③ 子育て中の親の再就職支援

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-------------|--|-------|
| 職業情報の提供 | 子育て中の女性が再就職しやすいよう、合同会社説明会等の開催を関係機関に働きかけます。 | 産業観光課 |
| 就業のための講座の開催 | 女性の職業技術取得のための講座の実施などを推進します。 | 産業観光課 |

④男女共同参画意識の啓発促進

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|---------------|--|---------|
| 男女共同参画意識の啓発促進 | 男女が家庭生活と職業生活及び地域活動の両立を図るための情報や学習機会の提供を充実します。 | 男女共同参画室 |

3 子どもを産み、育てることに魅力を感じるまちづくり

(1) 子どもの個性と豊かな心を育む教育の推進

【現状と課題】

子育てに悩んだり不安をもったりすることが多いにもかかわらず、相談する相手が配偶者や親戚などの範囲にとどまり、公的機関に相談する人が限られている状況です。

子育てを家庭や地域社会の中から教わるのではなく、育児書等から学ぶことでマニュアル化した子育てになってしまうことから一層育児不安が増幅されている状況があります。

市内には7か所の私立幼稚園があり、それぞれの幼稚園が、自らの主体性を生かして運営しています。子どもの数が減少してきている状況の中で、幼稚園では子どもたちの自主性や社会性を伸ばし、子育て支援にどうかかわっていくかという課題があるといえます。

また学校においても、安全なはずの学校内で凶悪な事件が発生して子どもが命を奪われてしまうというような痛ましい事件も起きています。その他、学校にはいじめや少年非行等の問題や長期間にわたる不登校の問題もあり、適切な対応により、これらの問題を解消していかなければならないという課題があります。

教育の基本となる学校の教職員と児童及び保護者との信頼関係を築くことが重要です。

また、人間としての豊かな心を育て、命を大切にする取組みが重要になってきているといえます。

【施策の方向性】

① 幼児教育の充実

兄弟姉妹が減少している中で、市内にある7か所の幼稚園ではそれぞれ特色のある運営をしていますが、さらに幼児が生活体験や遊びを豊かにし、個性や創造性を育むことができるようきめ細かく対応していくことが大切です。

現在、一部の幼稚園で行っている障がい児の受け入れについては全ての幼稚園で受け入れてもらえるよう働きかけを行っていきます。

また、幼稚園が地域に開かれた施設になり、これからの桶川市を担う子どもたちを健全に育成するために、保育所、学校、地域、家庭等と定期的に情報交換が行われ、精神的にゆとりある子育てができるように連携に努めます。

② 学校教育の充実

ア 教育内容・方法の充実

基礎的、基本的な学習内容の習熟に努め、子どもの良さを生かす評価を工夫するなど学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる授業を展開します。子どもたちが積極的、主体的な態度で自ら課題を見つけ、調べ、まとめ、討論するなど参加型の学習や総合的な学習を取り入れています。さらに、子どもや地域の特性を活かして、工夫を重ねていくことが必要です。

また、いわゆる「学び方」を学ぶことを通じて、生涯にわたり生きていく力となる学力の基礎を身につけられるように努めます。現在でも、習熟度別クラスやチームティーチングなどを行っていますが、今後さらに、クラスの定員数を減らし、「個」に応じた指導ができるよう取り組みを強化していく必要があります。

他に、交流教育による生徒のふれあいや高齢者との交流を図りながら、仲間とともに集団で学ぶ意義や、仲間づくりの大切さを学べるよう、努めていきます。

イ 教師の資質の向上

教師が児童や家庭との間で信頼関係を築くことは、とりわけ重要なことです。

このため、教職員には指導力と意識の向上を図るため、研修を充実していきます。

また、地域に開かれた学校として、確かな学力を育む学校、安心して生活できる学校、豊かな心を育む学校を目指し、教育相談事業の充実、研究発表の公開などを行い、教職員の意識向上を推進します。

ウ 障がい児教育の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりが社会でともに生き支えあうために、自己決定権及び発達の権利・利益が尊重され差別されないよう、特別支援教育の充実を図るとともに、交流教育をさらに推進し、統合教育の実現に努めます。また通常学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）の児童生徒への学習支援についても、専門的な支援ができるよう障がい児教育を充実させていきます。

エ いじめ、少年非行等の問題や不登校への適切な対応

いじめや少年非行などの問題解消を図るため、子どもの基本的人権を尊重する中で、専門的な相談員やカウンセラーを配置し、地域で子どもを見守り育てる環境をつくっていきます。

また、これらの問題に対応するため、情報交換や事例の検討を協議するネットワークを強化していく必要があります。

不登校については各学校が常に連絡をとりあい、既に設置されている不登校プロジェクトをさらに充実させていきます。

オ 人を思いやり、命を大切にすの心の教育推進

非行の低年齢化と少年による犯罪が増加をしている今日、幼児期からの命を大切に「思いやり」や「やさしさ」などを大切にすの心の育成が重要な課題です。人がお互いの違いを認め合い尊敬しあって生きていくために、人間関係上のトラブルを暴力に頼らずに解決できるようにコミュニケーション能力を高めたり、命の尊さや他人の痛みについて共感する心を養う教育を推進します。

③ 家庭教育の充実

ア 親になるための学習機会の充実

かつての親たちは家族や親戚、近隣の親たちの姿から子育てについて、学ぶ機会が多くありましたが、今の若い親たちは初めて接するのが自分の赤ちゃんということも珍しくなくなっています。

このため、子どもを産み・育てていくためには、親たちが無責任な放任や過保護・過干渉の子育てに陥らないよう「家庭教育に関する学級や講座」など子育てに係る学習機会をさらに充実させていきます。

イ 子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

いつの時代にも子育てに悩まない親はいません。また子育ての悩みは子どもの成長とともに変化してくるものです。親は、子育てに関する様々な悩みと葛藤の中で、やがてはそれらを乗り越えて子どもとともに成長していくものですが、適切な対応が取れないまま育児不安に陥ったり、孤立してしまうこともよくあることです。

このため、子どもたちの成長に応じ、親と子どもが一緒に遊んだり、悩みを相談できたり、情報が収集できたりする場や機会の充実を図ります。

ウ 家庭・家族でのふれあい促進

家庭教育は、すべての教育の出発点です。家族間のふれあいを深めていくためには、まず親子や夫婦の対話を大切にすることです。親が子どもを「よく知り、理解する」ことは、子どもの「心のよりどころ」となるものです。

家庭や家族のふれあいを促進するためには、多くの地域住民や職場などの理解と協力がますます必要になりますが、市で「家庭の日」を普及させることに取り組んでいきます。

《子どもの声（子どもフォーラム参加児童）》

- ◆友達の輪を広げるため、体育の行事以外でも違う学校同士仲良くなれるような行事があると良い。
- ◆授業内容の充実度を上げてほしい。
- ◆塾に通わなくても済むような学校教育の充実を望みます。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）》

- ◆同世代の子どもと親が交流できる機会をもう少しつくってほしい。
- ◆悩みを抱えて孤立してしまう親も多いと思うので、保護者同士の情報交換やネットワークづくりに発展するような行事があると良い。
- ◆ひとり親になって落ち込むことも多いので、一人親同士の集まりがほしい。
- ◆子育て支援を利用している市民としても恵まれていることも理解し、常に気持ちを安定させ、子どもと共に成長したい。
- ◆知らない事業が多いのもっとわかるように知らせてほしい。
- ◆もっと地域にふれあいの場がほしい。
- ◆学校などでいじめの問題にもっと取組みを強化してほしい。

(2) 子どもの人権が擁護され、社会参加できるまちづくりの推進

【現状と課題】

子どもたちがかけがえのない一人の人間として、人権が尊重されることが当然ですが、現実には子どもたちの人権や意見が尊重されない場合が多々あり、その最たる事例が虐待による死亡などです。子どもたちの人権や意見が今以上に尊重され、夢と希望をもって生活していくことができるようにしていくことが必要です。

また、子どもたちが自分の意見や経験を積み重ね、自分以外の生き方や考え方にふれ、自立的かつ主体的に行動できるように支援していくことも大切なことです。

そのためには、社会参加できるような仕組みや機会を増やしていくことが、どうしても必要になっていきます。

【施策の方向性】

① 「児童の権利に関する条約」の普及促進

子どもたちの権利が守られるよう、引き続き「児童の権利に関する条約」の普及啓発を行い、真に子どもたちが社会の一員として尊重されるように意識

的に取り組む必要があります。

このため、引き続き校長会・教頭会を通じて「児童の権利に関する条約」の冊子を保護者に配布し、積極的な学習を進め趣旨の徹底や学習を行うなど啓発に努めます。

② 子どもの社会参加の機会拡大

地域にある子ども会に参加しやすい状況を作るとともに、保育所や放課後児童クラブ、児童館などで世代間交流ができるような行事を継続していきます。

また、学校の総合的な学習や道徳の時間に、引き続き地域の高齢者などを講師として招き交流を深めていきます。

さらに、子どもフォーラムをはじめ、子どもたちが行政に対して興味と関心をもち、意見を出す場をつくることにより、社会参加の機会拡大に努めていきます。

《子どもの声（子どもフォーラム参加児童）》

- ◆月に1回ゴミ拾いをし、そこに花を植え街をきれいにしたい。
- ◆ボランティア活動に参加したい。
- ◆子どもフォーラムに参加して、桶川市をかえたい。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）》

- ◆土曜・日曜日は、学校が休みなので学校で課外授業を行ってほしい。
- ◆子どもが雨の日でものびのび遊べる場所がほしい。
- ◆娘が通う保育所に中学生が体験授業に来てくれたが、少子化の折、とても良いことだと思った。
- ◆親子で遊べる施設がほしい。
- ◆地域で子どもを育てるという視点がほしい。
- ◆地域にもっとふれあいの場所がほしい。
- ◆学校など身近な所で子どもだけでも、また親子で参加できるイベントを計画してほしい。

(3) 潤いのある子育て支援のまちづくりの推進

【 現 状 と 課 題 】

次世代を担う子どもたちが豊かな自然環境の中で、心豊かに健全に育つことが大切なことですが、近年、桶川市においては都内への通勤圏となっているため宅地化が進行し、雑木林など緑地が減少している現状があります。「子

「こどもの森」や公園なども整備されてきましたが、まだまだ十分とはいえませぬ。

また、都市化に伴って交通事故や犯罪なども増加傾向にあります。子どもたちが交通事故や犯罪を起こさない、また、巻き込まれないような安全で安心して生活できる地域づくりをしていくことが求められています。

同時に、外出しやすいまちづくりのためには道路や公共施設などのバリアフリー化など、また、子育てしやすく住みやすい住宅の確保など、誰にとっても暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要になります。

【施策の方向性】

① 潤いのある環境の保全、整備

ア 自然環境の保全

子どもが自然の中でいきいきと育てられ、自然に親しむ機会を身近に確保するため、公園や保存樹林などの整備や、旧荒川や江川流域の自然環境保全に努めます。また西側にある「こどもの森」を東側につくるよう努力します。

イ 自然とふれあう場の提供

自然体験学習を支援するため、野外活動施設の整備に努めます。また、潤いのある広場や遊び場づくりに努めます。

② 子どもが安全に育つ安心なまちづくりの推進

ア 子育てを支援する生活環境の整備

新しい公共施設等は、「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化され整備されてきていますが、古くからある公共施設等は逐次バリアフリー化を進めていきます。

また、子どもたちが安全に外出できるように道路の整備も推進します。

イ 交通安全の推進

子どもたちが交通事故に遭わないよう、交通ルールを守る交通安全教育を保育所、幼稚園、学校などで引き続き実施します。

また、地域ぐるみで取り組んでいる交通安全活動を支援します。

ウ 防犯対策の推進

情報化社会が進展し、情報メディアに係わる事件も増加してきました。

また、子どもたちが犯罪の犠牲者になる事例もあるため、防犯意識の啓発活動が必要になります。防犯教育を保育所、幼稚園、学校などで引き続き実施します。

また、現在既に実施中の「こども110番の家」事業を支援していきます。

③ 住環境の整備

ア 子育てしやすい住環境の整備

生活の基本単位は家庭であり、住宅は家族が安らげる空間であることが必要です。住宅相談事業を支援するように努めます。

イ 住宅取得への支援

子育てしやすい住宅環境が得られるよう、「勤労者住宅資金貸付制度」を引き続き実施していきます。

《子どもの声（子どもフォーラム参加児童）》

- ◆急がず安全な街づくりをしたい。
- ◆店頭の放置自転車など整理してほしい。
- ◆公園の美化や交通ルールを守ること、パトロールなどを地域の人に協力してもらおう。
- ◆交通ルールを守る。
- ◆自然を守り、住みやすいまちをつかってほしい。
- ◆もっと公園をつかってほしい。
- ◆昔、宿場町だったのでそれを壊さないでほしい。

《市民の声（次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）》

- ◆保育所や学校の安全に気を使ってほしい。
- ◆歩道が狭く自転車で出かけるのが怖い。
- ◆犯罪が起きたら、防災無線で流してほしい。また、子どもたちに防犯ベルを配布してほしい。
- ◆母子家庭に公営住宅をつくったり、家賃の補助をしてほしい。
- ◆暗い道が多く、帰宅する時不安なので街灯をもっと増やしてほしい。
- ◆登下校時のパトロールを強化してほしい。
- ◆信号機を増やしてほしい。
- ◆公園をもっとつかってほしい。
- ◆不審者がでることが多いので、スクールバスを出してほしい。

事業内容一覧

(1) 子どもの個性と豊かな心を育む教育の推進

① 幼児教育の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|---------|--|-------|
| 幼児教育の充実 | <p>幼児が生活体験や遊びを豊かにし、個性や創造性を育むことができるよう教育内容を充実します。また、障害児を全幼稚園で受入れるよう働きかけをします。</p> <p>さらに保育所及び学校、地域及び家庭との情報交換を行い、ゆとりある子育てができるよう努めます。</p> | 学校教育課 |

② 学校教育の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-------------------------|--|-------|
| 教育内容・方法の充実 | 子どものよさを生かす評価を工夫するなど学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる授業を推進します。 | 学校教育課 |
| 教職員の資質の向上 | 教職員の資質の向上のため、研修を充実していきます。また、教育相談事業の充実、研究発表の公開などを行い、意識向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 障害児教育の充実 | 特別支援教育の充実を図るとともに、交流教育をさらに推進し、統合教育の実現に努めます。また、LDやADHDの児童生徒へも専門的な支援ができるよう障害児教育を充実させます。 | 学校教育課 |
| いじめ、少年非行等の問題や不登校への適切な対応 | 専門的な相談員やカウンセラーを配置し、地域で子どもを見守り育てる環境をつくります。不登校については不登校プロジェクトをさらに充実させます。 | 学校教育課 |
| 心の教育の推進 | 命の尊さや他人の痛みについて共感する心を養う教育を推進します。 | 学校教育課 |

③ 家庭教育の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------------|---|----------------|
| 家庭教育に関する学級や講座の充実 | 親が無責任な放任や過保護・過干渉の子育てに陥らないよう、学習機会を充実します。 | 生涯学習課 |
| 家庭教育への支援 | 親と子どもが遊んだり、相談したり、情報収集の場や機会の充実を図ります。 | 生涯学習課 (公民館) |
| 家庭・家族のふれあい普及促進 | 家族間のふれあいを深めていくために、「家庭の日」の普及を図ります。 | 生涯学習課 |

(2) 子どもの人権が擁護され、社会参加できるまちづくりの推進

① 「児童の権利に関する条約」の普及促進

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|--------------------|--------------------------------|-------|
| 「児童の権利に関する条約」の普及促進 | 積極的な学習を進め趣旨の徹底や学習を行うなど啓発に努めます。 | 生涯学習課 |

② 子ども社会参加の機会拡大

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|---------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 子どもの社会参加の機会拡大 | 世代間交流行事の継続と地域の高齢者との交流を深め社会参加の拡大に努めます。 | 学校教育課 生涯学習課 秘書室 こども課 |

(3) 潤いのある子育て支援のまちづくりの推進

① 潤いのある環境の保全、整備

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-------------|---|----------------|
| 自然環境の保全 | 公園や保存樹林などの整備、旧荒川や江川流域の自然環境保全に努め、「子どもの森」を東側につくるよう努めます。 | 都市計画課 河川課 |
| 自然とふれあう場の提供 | 自然体験学習を支援するため、野外活動施設の整備や広場・遊ぶ場づくりに努めます。 | 都市計画課 生涯学習課 |

② 子どもが安全に育つ安心なまちづくりの推進

| | | |
|------------------|---|---------------------------------------|
| 公共施設等のバリアフリー化の促進 | 公共施設のバリアフリー化を推進します。また、子どもたちが安全に外出できるよう道路整備も推進します。 | 道路課 都市計画課 区画整理課 建築課 環境交通課 |
| 交通安全の推進 | 交通事故防止のために、交通安全教育を引き続き実施します。 | 環境交通課 |
| 防犯対策の推進 | 防犯意識の啓発活動のため、防犯教育を引き続き実施します。また、市PTA連合会が実施している「こども110番の家」事業を支援します。 | 環境交通課 生涯学習課 |

③ 住環境の整備

| | | |
|----------|--|-------|
| 相談事業の充実 | 住宅相談等の場を通じて、子育てに配慮した住宅についての情報の提供を行います。 | 秘書室 |
| 住宅取得への支援 | 子育て家庭の住宅取得の支援として勤労者住宅資金貸付制度を引き続き実施します。 | 産業観光課 |

第8章 目標事業量の設定

行動計画に基づく取り組みが円滑に推進されるようニーズ調査結果を踏まえ、計画期間の前期5年間における14事業について具体的な目標事業量を設定しました。

| 通常保育事業 | | | | | | | | |
|------------|------|----|-------|------|----|-------|------|----|
| 定員（児童数）〔人〕 | | | うち 公立 | | | うち 私立 | | |
| 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 |
| 589 | 611 | 22 | 473 | 473 | 0 | 116 | 138 | 22 |

| 延長保育事業 | | | 休日保育事業 | | | 夜間保育事業 | | |
|---------|------|----|---------|------|----|---------|------|----|
| カ所数〔カ所〕 | | | カ所数〔カ所〕 | | | カ所数〔カ所〕 | | |
| 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 |
| 6 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 放課後児童健全育成事業 | | | | | | | | |
|-------------|------|----|-----------|------|----|--------|------|----|
| カ所数〔カ所〕 | | | うち 国庫補助事業 | | | うち その他 | | |
| 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 |
| 7 | 7 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 一時・特定保育事業 | | | | | | | | |
|-----------|------|----|-----------|------|----|-----------|------|----|
| カ所数〔カ所〕 | | | うち 一時保育事業 | | | うち 特定保育事業 | | |
| 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 |
| 2 | 4 | 2 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 |

| 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育) | | | | | | 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | | |
|------------------------|------|----|----------|------|----|------------------------|------|----|
| 派遣型 | | | 施設型 | | | | | |
| カ所数 [カ所] | | | カ所数 [カ所] | | | カ所数 [カ所] | | |
| 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | | | ファミリー・サポート・ センター事業 | | |
|--------------------------|------|----|-----------------------|------|----|
| カ所数 [カ所] | | | カ所数 [カ所] | | |
| 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 |
| 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |

| 子 育 て 拠 点 (地域子育て支援センター事業・つどいの広場事業) | | | | | |
|---------------------------------------|------|----|----------|------|----|
| カ所数 [カ所] | | | | | |
| 地域子育て支援センター事業 | | | つどいの広場事業 | | |
| 16年度 | 21年度 | 増減 | 16年度 | 21年度 | 増減 |
| 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |

(注) 「平成16年度」欄は、実績値を、「21年度」欄は行動計画に設定した目標事業量を記入しました。

第9章 推進体制

この次世代育成支援行動計画は、重点施策を中心に今後10年間に集中的・計画的に次世代の育成に取り組んでいく必要があることから、以下の2つの取り組みを早期に行うことによって、計画の推進と実効性をもたせていきます。

1 (仮称)「こども家庭課」の設置

子育て支援に関する新たな取り組みを少しでも早く展開するために、組織を整備していく必要があります。

平成17年度以降の早い時期に(仮称)「こども家庭課」を設け、そこで関係所管課の調整を行うとともに子育て支援ネットワークの中核を担い、様々な活動をバックアップするとともに関係機関や住民組織との連携を強化していきます。

2 「こども育成審議会」の設置

この計画の推進にあたっては、地域内でのきめの細やかな取り組みが必要とされます。そのために、各年度において、計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要です。

そこで市民の意見を反映させていく仕組みとして、「こども育成審議会」を平成17年度に設置します。

資料編

| | |
|--------------------------|----|
| ○桶川市次世代育成支援行動計画策定経過 | 60 |
| ○桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱 | 61 |
| ○桶川市次世代育成支援策定委員名簿 | 62 |
| ○用語解説 | 64 |
| ○桶川市子育て支援総合計画（平成10年度策定） | |
| ・緊急に取り組む重点施策の進捗について | 66 |
| ・主要施策・事業の進捗状況調査一覧 | 69 |

桶川市次世代育成支援行動計画策定経過

| 年 月 日 | 事 項 |
|------------------------|--|
| 平成16年 6月22日 | 第1回桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 正・副委員長選出 ・ 市長より次世代育成支援行動計画策定に向けて諮問 ・ 次世代育成支援対策推進法の概要について |
| 平成16年 7月14日 | 第2回桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ エンゼルプランの重点施策の進捗について ・ ニーズ調査の集計結果について ・ 部会編成について |
| 平成16年 7月14日 ～ " 25日 | 「こどもフォーラム」参加児童対象にアンケート調査実施 |
| 平成16年 7月下旬 ～ 9月上旬 | 各部会毎に審議 |
| 平成16年 8月19日 | 「こどもフォーラム」策定委員参加 |
| 平成16年10月13日 | 第3回桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ 部会から審議事項の報告 ・ 起草委員会の設置について |
| 平成16年10月15日 | 第1回起草委員会 |
| 平成16年10月19日 | 第2回起草委員会 |
| 平成16年10月22日 | 第3回起草委員会 |
| 平成16年10月26日 | 第4回起草委員会 |
| 平成16年10月29日 | 第5回起草委員会 |
| 平成16年11月15日 ～ " 30日 | 市民からの意見募集（広報おけがわ・ホームページに 素案掲載） |
| 平成16年11月19日 | 桶川市親クラブ「輪輪」へ素案説明・意見聴取 |
| 平成16年12月 4日 | 公聴会 ・ 素案の公開 ・ 意見聴取 |
| 平成16年12月 6日 | 市議会民生経済常任委員会へ素案説明 |
| 平成16年12月 7日 | 市議会文教常任委員会へ素案説明 |
| 平成17年 1月12日 | 第6回起草委員会 |
| 平成17年 2月23日 | 第4回桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ 桶川市次世代育成支援行動計画（案）について |
| 平成17年 2月24日 | 次世代育成支援行動計画策定委員会より桶川市次世代 育成支援行動計画（案）を市長に答申 |

桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成16年5月10日市長決裁

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）について審議するため、桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行動計画に関し審議を行い、計画原案を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内及びアドバイザー1名をもって組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するように努めるものとする。

3 アドバイザーは、次世代育成支援の推進に関し、識見を有する者から市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 アドバイザーは、行動計画策定の過程において、随時、助言することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、委員会が行動計画原案を市長に答申した時に、その効力を失う。

桶川市次世代育成支援行動計画策定委員

策定委員

(◎委員長、○副委員長)

| 氏 名 | 所 属 等 |
|-----------|-------------------------------|
| 荒 川 忍 | 桶 川 市 小 中 学 校 長 会 |
| 大 島 綾 子 | 障 害 児 関 係 団 体 「フ レ ン ド」 |
| 加 藤 美 知 子 | 認 可 外 保 育 施 設 代 表 者 |
| 黒 須 克 至 | 桶 川 市 私 立 幼 稚 園 協 会 |
| 高 橋 幸 治 | 埼 玉 県 中 央 児 童 相 談 所 |
| ◎ 富 澤 捷 男 | 公 募 |
| 中 山 美 奈 | 桶 川 市 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 連 合 会 |
| ○ 西 永 和 子 | 公 募 |
| 三 上 利 恵 | 公 募 |
| 宮 内 浩 | 桶 川 市 P T A 連 合 会 |
| 森 澤 正 則 | 桶 川 市 保 育 所 父 母 の 会 連 合 会 |
| 弓 座 澄 夫 | 公 募 |
| 吉 岡 栄 子 | 公 募 |
| 吉 村 史 朗 | 公 募 |
| 渡 部 枝 美 子 | 桶 川 市 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 協 議 会 |

(アイウエオ順)

アドバイザー

| | |
|---------|---------------------------------|
| 清 水 玲 子 | 埼 玉 県 立 大 学 短 期 大 学 部 保 育 学 科 長 |
|---------|---------------------------------|

諮 問

桶 子 第 1 5 0 号
平成16年6月22日

桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会
委員長 富 澤 捷 男 様

桶川市長 岩 崎 正 男

桶川市次世代育成支援行動計画について

子育てを地域社会全体で支援することを目的とする桶川市次世代育成支援行動計画の策定に当たり、貴委員会の意見を求めます。

答 申

平成17年2月24日

桶川市長 岩 崎 正 男 様

桶川市次世代育成支援行動計画策定委員会
委員長 富 澤 捷 男

桶川市次世代育成支援行動計画（案）について（答申）

平成16年6月22日付け桶子第150号をもって諮問のあった標記の件について、委嘱をうけた15人の委員で協議を重ね、「桶川市次世代育成支援行動計画」（案）をまとめましたので、ここに答申いたします。

用語解説

| No | 用語 | 解説 |
|----|--------------------|---|
| 1 | NPO | Non Profit Organization の略で、営利を目的としない活動を行う組織、団体のこと。 |
| 2 | 預かり保育事業 | 幼稚園において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の前後に、希望する在園児を対象に行う教育活動。 |
| 3 | 児童館 | 児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。また、母親クラブなどの地域組織活動の育成を図るなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有している。 |
| 4 | 子育て支援センター | 地域住民を対象に、育児不安について相談に応じたり、助言をしたり、または地域の子育てにかかわる各種サークルへの支援を行う相談支援機関。 |
| 5 | 児童虐待 | 児童の健全な成長や発達を阻害する人権侵害の行為が、親や同居者などにより行われることで、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢（ネグレクト）に分類される。 |
| 6 | ファミリー・サポート・センター事業 | 育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員とで構成され、会員同士の相互援助活動のあっせんを行う事業。 |
| 7 | 子育てサロン・つどいの広場 | 主に乳幼児と親などが気軽に集い、お互いに交流し、育児情報を得る場所。 |
| 8 | 放課後児童クラブ | 児童福祉法に基づく事業で、社会福祉法に規定された第2種社会福祉事業で、主に小学校1～4年生の児童で放課後保護者が就労等で昼間家庭に居ない事が常態である児童に対して、適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図っている。 |
| 9 | ノーマライゼーション | 高齢者や障がい者などであっても、地域で普通（ノーマル）の生活を営むことができ、かつ差別されることのない社会をつくること。 |
| 10 | DV（ドメスティック・バイオレンス） | 配偶者や元配偶者、恋人など親密な関係にある男性から女性に振るわれる暴力のこと。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称DV防止法）が制定されている。 |
| 11 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ | 性と生殖に関する健康と権利のことで、生涯を通じて子どもを産むか産まないか、産むとしたらいつ何人産むかなどを主体的に選択し、自己決定する権利を女性の基本的人権として尊重する考え方。 |
| 12 | 学習障害（LD） | Learning Disabilities の略で全般的には、知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなど特定の能力の修得や使用に著しい困難を示す様々な障がいの総称。 |

| No. | 用語 | 解説 |
|-----|-------------------|--|
| 13 | 注意欠陥・多動性障害 (ADHD) | Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えないで行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫、衝動性、多動性の症状が見られる。 |
| 14 | ノウハウ | 技術的知識や情報のこと。物事のやり方。問題解決に向けて用いる方法や技術のこと。 |
| 15 | ニーズ | 福祉サービスに対する要求や需要のことをいう。具体的には、社会生活を営むうえで必要不可欠な基本的要件を欠く常態をいう。 |
| 16 | リフレッシュ | 気分をさわやかに一新すること。生気を与え、元気づけること。息抜きをすること。 |
| 17 | チームティーチング | 複数の教師が綿密に協力しあって、幾つかの学級の児童・生徒を教えること。 |
| 18 | バリアフリー | 公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用にも配慮した設計のこと。具体的には、車いすで通行可能な道路や段差の解消、手すりの設置などを行うこと。 |
| 19 | 特別支援教育 | 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。 |
| 20 | 交流教育 | 障害児の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、小・中学校、高等学校の児童・生徒等と活動を共に機会を積極的に設けるといふ障害児教育の一つで、障害児だけでなく、一般の子どもたちにとっても、優しさと思いやりを育てるなどの教育効果が期待されている。 |
| 21 | 統合教育 | Integration mainstreaming ともいい、障害児と健常児と一緒に教育することをいう。 |
| 22 | カウンセリング | 個人の問題に対して、相談、助言により、問題解決を図る援助のことで、具体的なサービスを伴わない点でケースワークと異なる。 |
| 23 | こどもフォーラム | 市で以前実施していた「子ども議会」が発展したもので、市内の各小学校が参加し、市政について子どもたちが意見をまとめ、発表する機会となっている。 |
| 24 | 児童の権利に関する条約 | 国連総会が 1989 年 11 月 20 日に採択した条約で、わが国は 1994 年に批准した。条約締結国には、児童を 18 歳未満の者と定義し、児童に関するすべての措置をとる時には児童の最善の利益が考慮されること、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保するために、すべての立法上、行政上の措置をとることなどを義務づけている。 |
| 25 | 合計特殊出生率 | 女性が一生の間に産む子どもの数。近年低下してきており、急激に少子化が進行していることが社会問題になってきている。 |

桶川市子育て支援総合計画（平成 10 年度策定）

緊急に取り組む重点施策の進捗について（平成 17 年 3 月末）

計 画 の 評 価

- ・ 計画以上に成果があがった…………… A
- ・ 概ね計画どおり達成できた…………… B
- ・ 計画を下回る成果となった…………… C
- ・ まだ実施に至っていない…………… D
- ・ 計画を取りやめた…………… E

(1) 子どもの多様な遊びと活動の充実

| 事業・施策 | 計画の目標 | 現 況 | 評価 |
|----------------|--|--|----|
| 児童館の整備 | <p>子どものさまざまな遊びや体験の拠点として、また雨の日でも自由に活動できる場所として、児童館に対するニーズが高まっています。現在の1か所では対応できないため、西側に新たに児童館を整備する。</p> <p>★1か所増設</p> | <p>引き続き調整中</p> <p>移動児童館事業として月2回西側の公園にて実施。</p> | D |
| 子どもの体験や交流活動の促進 | <p>子どもが本来もつ生きる力を伸ばし、自立心や社会性をやしない、心身ともにすこやかに育つために、多様な体験の場と機会の充実が求められています。公民館や図書館等における体験教室を充実するとともに、地域における公共施設と地域における子育て資源（ボランティア等の人材）を結合させた移動児童館事業を実施し、体験や交流活動を促進します。</p> | <p>学校5日制により、歴史民俗資料館では各種の土曜体験教室を実施。図書館では地域のボランティア等の協力を受けながら、お話会等を実施している。児童館では移動児童館事業等で地域のボランティアの支援を受けながら実施。</p> | B |

(2) 保育サービス等の充実

| 事業・施策 | 計画の目標 | 現況 | 評価 |
|-----------------------------|---|---|----|
| 子育て支援センターの整備 | <p>子育て家庭に対する様々な相談や、子育て活動に対する支援、ならびに一時保育を行うなど、地域における子育て支援サービスの拠点として、子育て支援センターを整備します。</p> <p>★1か所整備</p> | <p>引き続き調整中</p> <p>駅東口開発事務所内で週2回子育てサロンを実施。</p> <p>子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供等を実施。</p> | D |
| 乳幼児保育の充実 | <p>就労する女性の増加にともない、産休明けからの保育のニーズが増大しているため、私立保育所や家庭保育室と連携して産休明けからの乳幼児保育を充実します。</p> <p>★公立保育所2か所及び 私立保育所・家庭保育室</p> <p>★0歳児60人分</p> | <p>公立保育所 1か所、 私立保育所 1か所、 家庭保育室 市内5か所で実施</p> <p>0歳児定員 公立保育所 18人 私立保育所 10人 家庭保育室 19人 合計 47人</p> | B |
| 一時保育（緊急保育・非定型保育）の充実 | <p>保護者の病気等の緊急時や、育児疲れのリフレッシュ、またはボランティア活動や余暇活動などのために、一時的に保育を必要とする家庭に対して、一時保育を充実します。</p> <p>★16人分</p> | <p>私立保育所 1か所 家庭保育室 市内4か所で実施</p> | B |
| 休日保育の推進 | <p>就労形態の多様化等により休日の保育が必要な家庭に対して、家庭保育室等において休日保育を推進します。</p> | <p>家庭保育室 市内3か所で実施済み</p> | B |
| 延長保育の推進 | <p>就労場所や就労形態の多様化等により、通常保育では対応できない保育要望にこたえるため、土曜日を含めて延長保育（午前7時～午後7時）までを推進します。</p> | <p>公立保育所 4か所 私立保育所 1か所 家庭保育室 3か所 で実施</p> | A |
| ファミリーサポート（会員組織による子育て相互援助）事業 | <p>子育てと仕事の両立のために、会員制により地域において育児に関する相互援助活動を行うためのファミリーサポート（会員組織による子育て相互援助）事業を推進します。</p> <p>★1か所整備</p> | <p>1か所整備</p> <p>会員数 346名 活動数 840回 (年間)</p> | A |

| | | | |
|-------------|---|------------------|---|
| 放課後児童クラブの充実 | 就学形態の多様化や通勤時間の長時間化に対応して、留守家庭児童の健全育成のために、開室時間の延長（土曜日午前 8 時より）を実施します。 | 市内 7 放課後児童クラブで実施 | A |
|-------------|---|------------------|---|

(3) 総合相談窓口の整備

| 事業・施策 | 計画の目標 | 現況 | 評価 |
|-----------|--|--|----|
| 総合相談窓口の整備 | 子育てに関するさまざまな問題を気軽に相談し、適切に指導・援助が受けられるよう、専門相談員による総合相談窓口を整備します。 | 総合相談窓口の設置には至っていない。 こどもと家庭なんでも相談・2/週回実施 専門相談員配置 | D |

(4) (仮称) こども総合センターの整備

| 事業・施策 | 計画の目標 | 現況 | 評価 |
|-------------------|---|---|----|
| (仮称) こども総合センターの整備 | 保育所、児童館、子育て支援センターを併設した複合施設として、「(仮称) こども総合センター」を整備します。 | 上日出谷南区画整理地内に整備計画を予定していたが、地元地権者との協議の進展がなく、また財政状況の悪化により実施に至っていない。 | D |

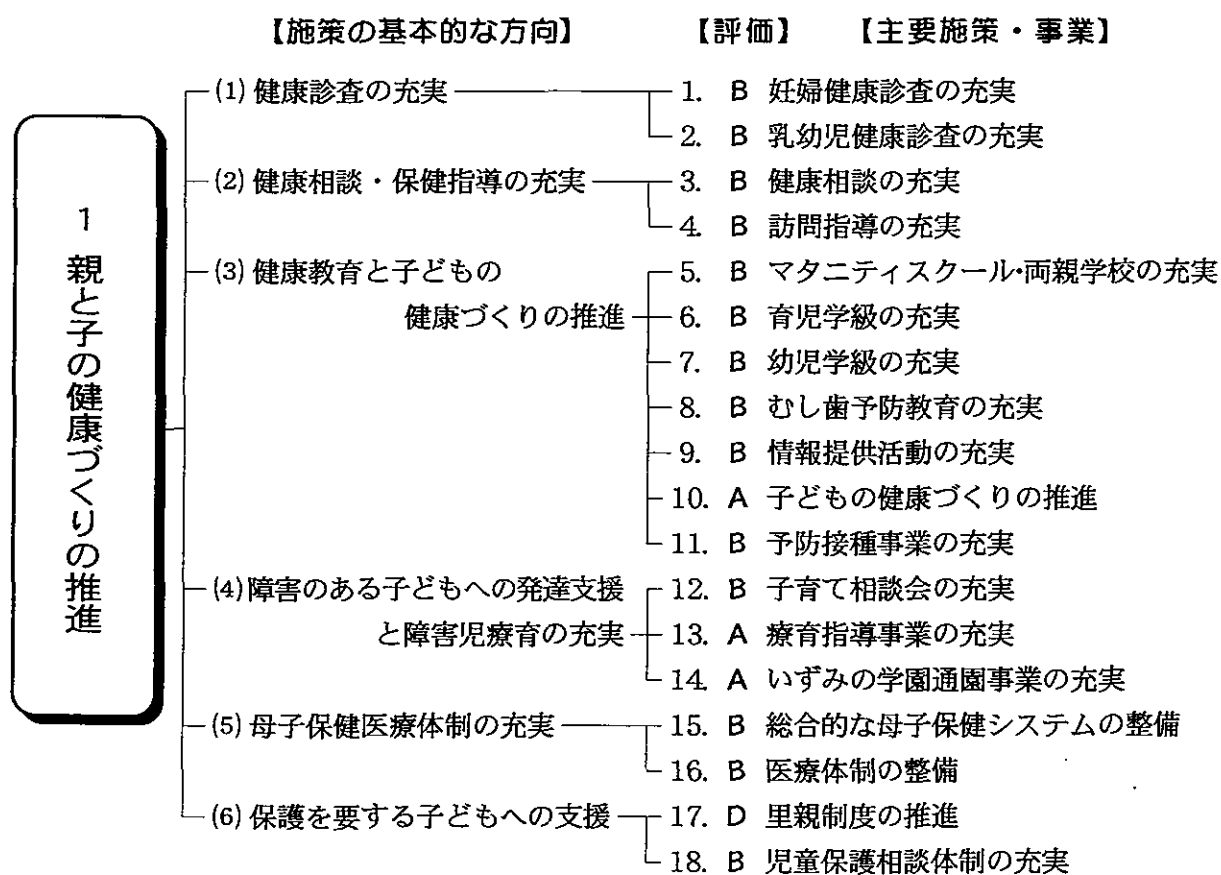
桶川市子育て支援総合計画（平成10年度策定）

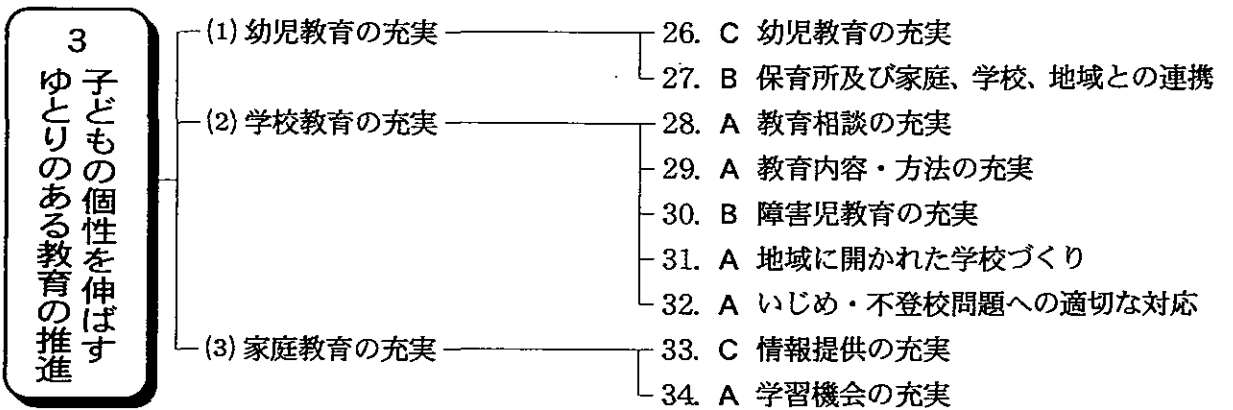
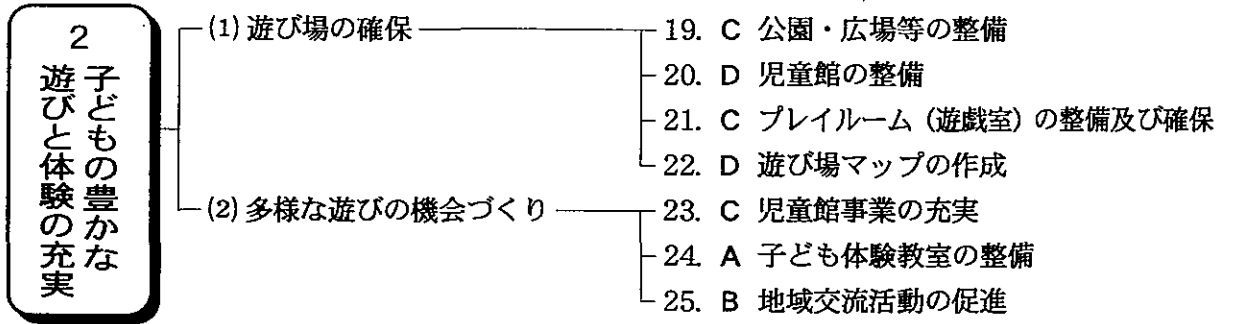
主要施策・事業の進捗状況調査一覧（平成16年7月実施）

| 計画の評価 | |
|-----------------|---|
| ・計画以上に成果があがった…… | A |
| ・概ね計画どおり達成できた…… | B |
| ・計画を下回る成果となった…… | C |
| ・まだ実施に至っていない…… | D |
| ・計画を取りやめた…… | E |

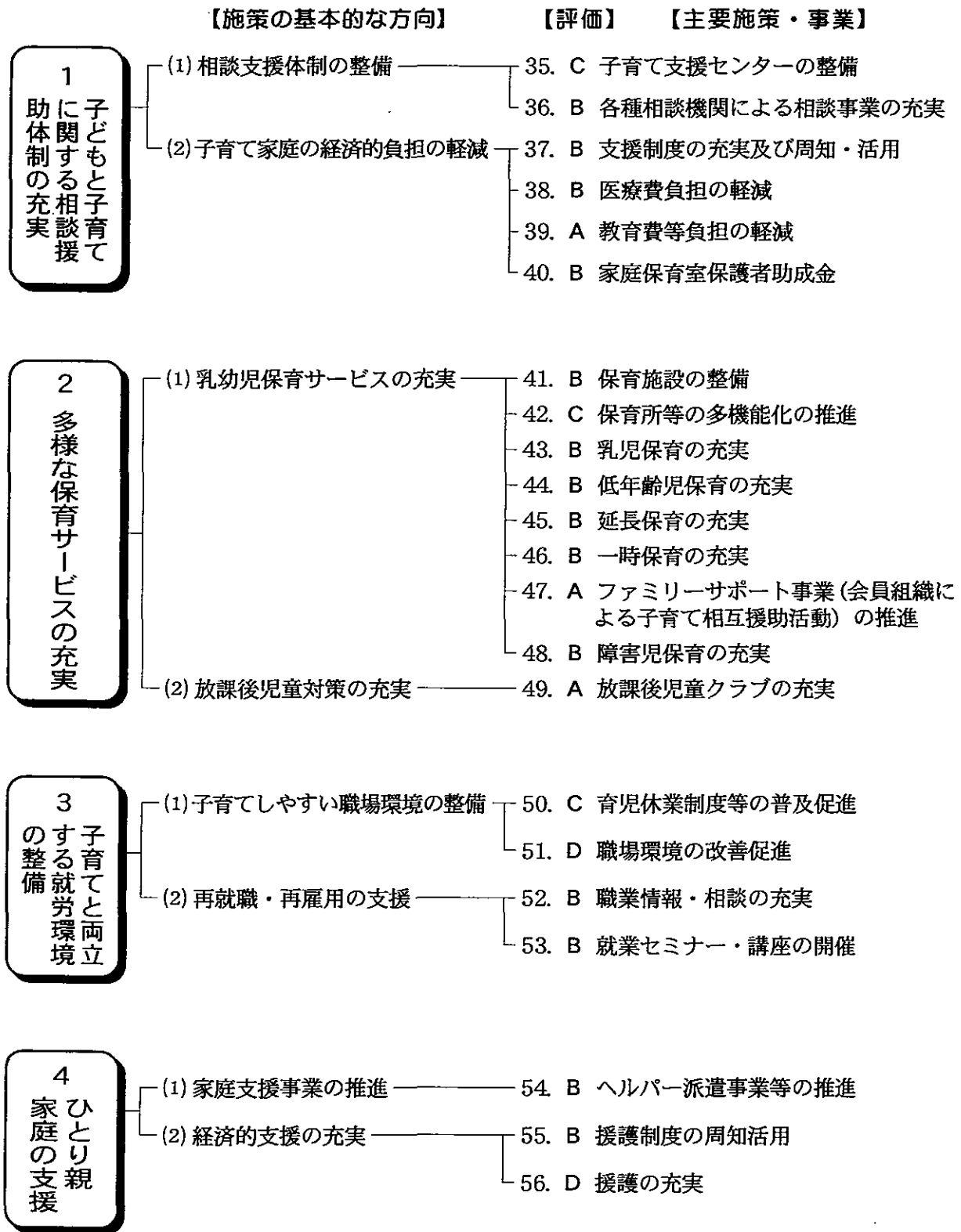
■ 基本的施策の体系

I 子どもの健康づくりと福祉・教育の充実

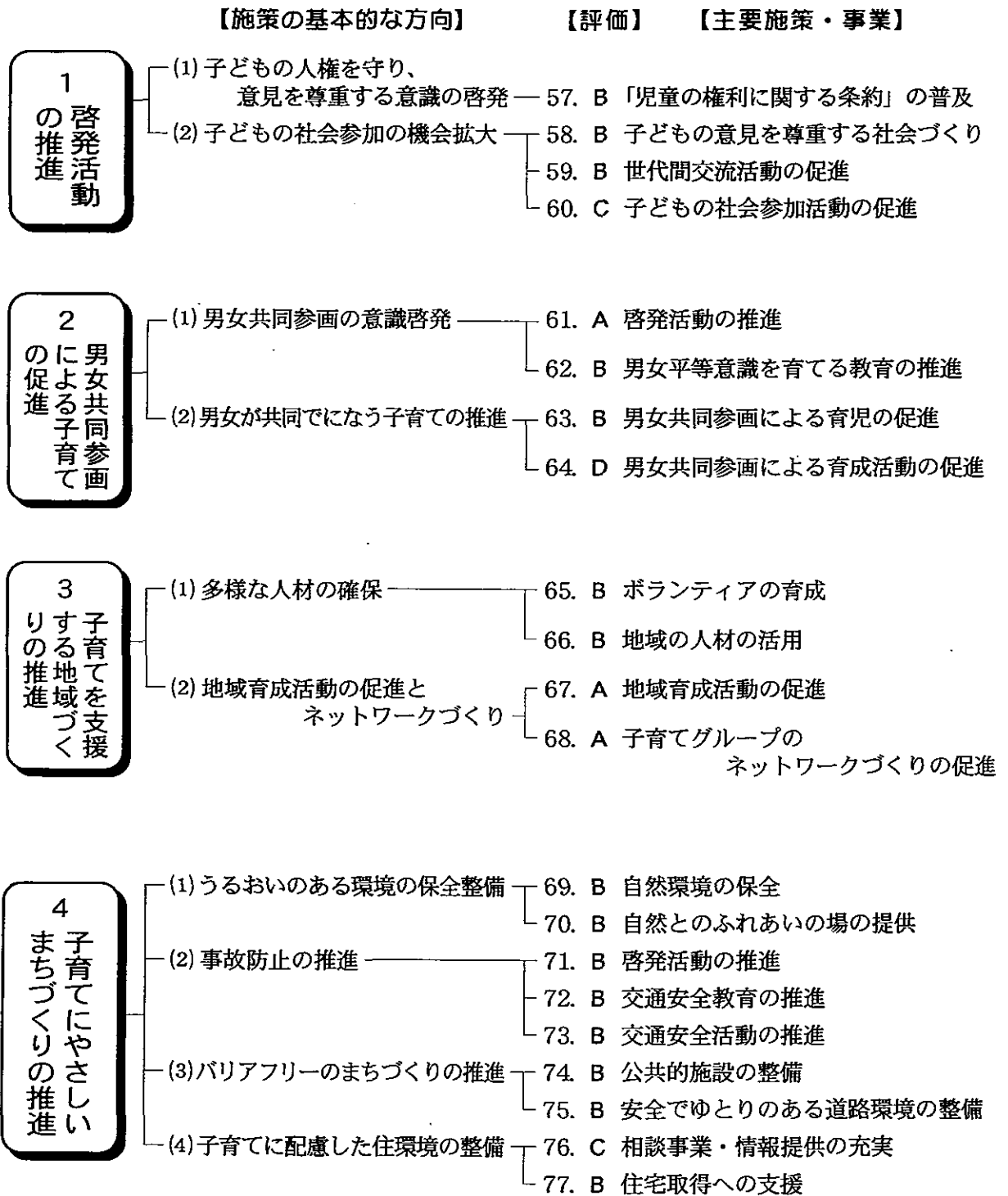




II 子育て家庭への支援



Ⅲ 子育てを支える地域社会づくりの推進



■平成 17 年 3 月発行

■発 行 / 桶川市役所

〒363-8501 埼玉県桶川市泉1-3-28

電話 048-786-3211(代)

FAX 048-786-9866

<http://www.city.okegawa.lg.jp/>

■編集・製作 / 桶川市健康福祉部こども課